

令和7年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	花 村 定 行
環境経済課長	西 川 雪 秀
福祉子ども課長	赤 塚 暢 子
未来創造室長	田 上 智 也
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第2号）

令和7年9月12日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

9番 田島清美議員。

○9番（田島清美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、1点目、指定ごみ袋について、指定ごみ袋の種類の追加について。

2点目は防犯について、防犯用具の購入補助について質問させていただきます。

笠松町では、令和3年10月からのごみの有料化により、町指定のごみ袋を使ってごみを排出することになりました。

指定ごみ袋は、可燃ごみ用が45リットル相当と20リットル相当の2種類、黄色いタイプですね。不燃ごみ用が白いタイプのものになるんですけど、45リットル相当の1種類が用意され、これまで使用してきましたが、各家庭において、ごみの分別や減量化を進める中で、ごみの量によっては20リットルでは入り切らないが、45リットルでは大き過ぎる。そしてもったいない。45リットルの袋に、ごみがたまるまで不燃ごみを置いていくのも不衛生といった声をいただくようになり、また可燃ごみ用の指定ごみ袋では、中間程度のもの、不燃ごみ用では小さいサイズのものがないかと、これまで議会の一般質問や予算審議の中で何度か質問され、また要望されたと記憶しております。

お答えとしては、お店に販売手数料を支払っていない中で、指定ごみ袋の種類を増やせば、お店の負担が増すといったことも、ごみ袋の種類を増やす障壁の一つだったとお聞きしております。

そのような中、6月議会の令和7年度一般会計補正予算の衛生費では、指定ごみ袋販売手数料として112万1,000円が増額補正されました。

そこで質問させていただきます。

指定ごみ袋販売手数料の詳細について、支払うこととなった経緯も含めてお聞かせください。

お店に販売手数料を支払うことで、今後指定ごみ袋の種類を増やす考えがあるのかお聞かせください。

次に、防犯について質問させていただきます。

防犯対策の一つとして、防犯カメラの設置については、これまでも何回も質問させていただきました。お答えとしては、町有施設の管理上、必要な箇所に防犯カメラを設置しており、不特定多数の人が利用する道路や公園などには防犯目的のカメラは、設置はしていないとの回答でありました。

まだ最近ですが、不審者や空き巣の被害に遭ったと私のところに話がありました。防犯は、それぞれの家庭で対策する必要がありますが、独居の方や高齢者の方、小さなお子さんがいる方などは、不審者や空き巣といった話を聞くと、一層不安になり少しでも安心できる方法はないかと相談されます。

町では、青パトによる防犯パトロールを定期的を実施し、広報やメールなどを使った情報の発信、啓発などを行ってみえますが、地道な活動を継続することも大切ですが、目に見える防犯抑止力の高い対策として、防犯カメラの設置を要望される町民の方もお見えになります。

そこで質問をさせていただきます。

町内の犯罪件数は、どのような状況で推移しているのか。今後も町民が安心して暮らせる防犯対策をお願いしたいと思いますが、町として新たに進めていく施策などがあればお聞かせください。

現在、町では町内会の防犯カメラ設置に対する補助を行っているとお聞きしています。侵入盗や自転車盗による被害を未然に防ぐには、自宅へ防犯カメラやセンサーライトを設置する、ガラス用防犯フィルムや防犯アラームを取り付けるなど、防犯対策の強化が重要となります。

これらの防犯用具を購入する、個人に対して、購入費用の一部を補助する自治体もありますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

田島議員さんの御質問、まず指定ごみ袋について答弁させていただきます。

指定ごみ袋の販売手数料につきましては、取扱店への販売金額の5%に消費税相当分を加えた額を、販売手数料としてお支払いいたします。

支払い方法といたしましては、地方自治法施行令第164条第4項に定める繰替え払いの方法により支払いを行います。

取扱店へ、1か月間に納品した指定ごみ袋の販売金額から販売手数料を差し引いた額を請求し、納付いただくこととなりますが、歳入に販売手数料分の不足が生じますので、その分を補填する経費として、歳出にて指定ごみ袋販売手数料を予算化して振り替える会計処理を行います。

次に、支払うことになった経緯につきましては、これまで議会においても生活用品である指定ごみ袋を取り扱っていただくことにより、他の商品も見ていただけることから、販売手数料は無料で取り扱っていただいているとお答えしてきましたが、近年キャッシュレス決済の普及により、取扱店においても、クレジットカードやQR決済による決済手数料の負担が増えております。

また、議員の皆様からの御要望のほか、町政懇談会におきましても、指定ごみ袋のサイズの追加や取扱店への販売手数料の支払いへの御要望が寄せられており、取扱店廃止の抑制や新規登録店の確保の観点から、販売手数料の導入を検討してまいりました。

こうした中、地方自治法の一部改正に伴い、町民から公金である指定ごみ袋の代金を取り扱うに当たり、適切かつ確実に遂行できるものとして、町が指定を行う指定公金事務取扱者制度が創設され、これまで登録いただいていた取扱店においても、指定公金事務取扱者制度に登録し、今年度末までに町の指定を受ける必要が生じたことから、この手続の機会に併せ、令和7年10月納品分から販売手数料の支払いを開始することを決定したところであります。

次に、指定ごみ袋の種類につきましては、これまでも議会や町政懇談会などを通じ、いろいろなサイズの御要望をいただいております。このようなことから、次期ごみ処理施設の稼働に合わせ、ごみの資源化、減量化への各種方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」策定のためのアンケート調査を、令和8年1月にウェブ回答方式により実施いたしますので、これに併せ指定ごみ袋に関する内容を含めて、広く町民の皆さんの御意見を伺い、皆さんが必要としている指定ごみ袋の種類を把握するとともに、指定ごみ袋の種類が増えますと、取扱店での販売スペースの確保も必要となることから、取扱店の意向も伺いながら、必要であれば作成に向けて検討してまいるところであります。

続きまして、2番目の質問の防犯についてでございます。

まず、町内の犯罪件数についてであります。岐阜県警察の報告によりますと、過去3年の犯罪認知件数は、令和4年は131件、令和5年は158件、令和6年は169件と増加しており、岐阜県全体においても同様な傾向であるそうです。

そのうち、窃盗につきましては、令和4年は85件、令和5年は127件、令和6年も同じく127件であります。さらに、空き巣、忍び込みの侵入盗や自動車盗では、令和4年は6件、4件と令和5年は11件とゼロ件、令和6年は8件と6件であり、横ばい状況であります。

また、笠松町の特徴としましては、自転車盗が多い地域と言われております。

続きまして、防犯用具の購入補助についてであります。含めて、その関連で町としての新たな施策についてお答えします。

現在、地域において防犯意識の向上を図るため、地域安全指導員である町内会長、民生委員、児童委員、青少年育成町民会議の方々をはじめ、地域の方と連携して、青色回転灯防犯パトロ

ール、いわゆる青パトを用いてパトロールを実施しているほか、地域ボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動などを実施していただいております。

また、町広報紙に年1回、町内での犯罪の状況やニセ電話詐欺など、特に注意が必要な防犯対策を掲載しているほか、不審者情報や犯罪の前兆と見られる事案などについて、岐阜羽島警察署から情報提供があった場合には、直ちにあんしんかさまつメールなどで注意喚起をしているところでもあります。

空き巣や侵入盗などの犯罪は、日常生活のちょっとした隙を突いて発生しており、その手口も近年は巧妙化しています。このような犯罪から、被害を未然に防ぐには、地域の方々と連携しての見守り活動や、自分の身や財産を守るための自助による犯罪を意識した防犯対策が必要であると認識しております。

今後も、地域の方とも力を合わせて、犯罪が起きにくいまちづくりを目指していくとともに、具体的な対策として、岐阜羽島警察署と連携して、侵入盗に関する防犯対策の実践例などを広報紙に掲載したり、また町公式LINEなどを通じて、岐阜県警察の防犯対策動画を発信するなど、住民の方々が自ら防犯対策をしていただけるよう啓発に努めてまいります。

防犯に対する基本的な考え方については、防災と同様に、日頃から地域での共助と自助による防犯対策を実施していただくことが重要と考えております。

その点を踏まえまして、侵入盗や自動車盗に対する個人を対象とした、防犯用具の購入補助については、持ち家や賃貸住宅など各家庭の住宅事情が異なることや、既に防犯カメラなど、十分な防犯対策をされている方が見えるため、公平な対応が困難であることから、補助などの助成は現段階では検討しておりません。

笠松町としましては、先ほど答弁しましたとおり、犯罪が起きにくいまちづくりが重要であると考えていますので、町内会への防犯カメラ設置の補助制度の活用促進や地域での見守り活動を通じて、引き続き共助による防犯対策の強化を図ってまいります。

また、それぞれの生活環境に応じた防犯対策をしていただくため、岐阜羽島警察署と連携し、具体的な防犯対策の情報提供も行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） アンケートをしていただけるちょうどいいタイミングだったので、大変前向きな答弁と取らせていただきますので、ありがとうございます。

2番目の質問なんですけど、笠松は5%の手数料というふうで、低額なお金でやっているよね、500円とか600円とか。近隣市町村の、分かる範囲でいいので、どんな感じになっているかという状況だけちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから、近隣市町村のごみ袋取扱手数料についての御報告のほうをさせていただきます。

羽島市、各務原におきましては、手数料のパーセンテージとか金額を固定しておらず、販売店のほうが決定しているという状況になっております。おおむね、パーセンテージにしますと10%から50%の間ではないかというふうに想定のほうしております。あと、山口市におきましては、金額としまして45リットルの1枚50円換算ですけれども、1枚当たり4.4円の8.8%。瑞穂市、本巣市につきましては、50円当たり、1枚1円で2%という形になります。北方につきましては無料ということなのでパーセンテージというのはいりません。あと、岐阜市、岐南町におきましては、今後有料化について施行されるときにまた算定されるというふうに聞いております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。

近隣の進め方もいろいろ考えていただいて、どんどん例えばアンケートでごみ袋を追加していただけるんだったら、町民にとって、なるべく1円でも安くごみ袋が手に入ったほうが本当はいいかなと思うんですけど、今やっと5%の手数料を払っていただいたことによって、今までゲンキーとかそういうところで買えたものが、結局ゲンキーとかが買えなくなっちゃって、下羽栗のほうはピアゴぐらいしかないんですね。今ピアゴとイオンビッグが買えるようになったということなので、これは本当にありがとうございました。すぐに検討していただいてよかったと思います。

あと、可燃ごみを、今高島衛生さんのほうに、岐南町のほうに、みんなの黄色の袋を持って行って、一旦置いて、それを県外のほうに持って行って見えますよね。ここ3年ぐらい、どのようになっているかちょっと処分費用のほうも教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） はい、私のほうから県外へのごみ焼却の費用について御説明のほうをさせていただきます。

ここ3年ですので、令和4年になりますと、県外のごみ処分経費、焼却費としまして1億623万円、令和5年度1億385万、令和6年度9,900万円となっております。

ちなみに、排出量につきましても、令和4年度が3,067トン、令和5年度につきましては2,940トン、令和6年度は2,836トンという減少傾向にあるところではございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。

ちょっと安心しました。令和4年、令和5年、令和6年と皆さんがごみの分別を一生懸命やられている成果なのかなと思いますし、また町のほうで定期的にダンボールコンポストの講習なんかもやられていて、生ごみが減っていつているのかな、またプラスチックごみを3地区でほかるようになったので、そういったこともやっていただいているのかなということ、今この数字を見てそういうふうに思いました。

それはそれとして、今私のほうも一般質問させてもらったんですけど、もっとごみの減量を推進していくために、また住民サービス向上のために、特に今核家族化で、一人世帯の人が多いんですね。今、黄色のごみは45リットルと20リットルなんですけど、こんな話を聞きました。

1人だと生ごみ、大体これぐらいで済む、これぐらいの量で済んじゃうんですと。何とか、田島さん、各務原はこれぐらいのこういうのがあるんですよ。これぐらいのサイズも追加していただけないかなという意見がありました。それでちょっと議長さんとも話したんですけど、議長さんのお近くの方はあの20リットルの黄色のごみ袋を半分にして、ガムテープで止めて捨ててみえるという話も聞いていますし、それは本当に年金生活で大変だから、ごみ袋も高いもんでというふうに、すごい努力されてみえるなど関心されたんですけど、中にはもう生ごみはこれだけだけど、もう私はもう年だからプラスチックごみを一々捨てるの面倒くさいから、20リットルのほうに全部入れちゃって、もう最近そういうふうですわという意見もあるわけなんですね。

ちょっと私は、せっかくいい結果が出ていて、これだけの処分費用もすごくかかって、だんだん下がっていつてるんですけど、はっきり言って生ごみを減らすか、プラスチックごみの処分費用もあるので、どっちがどっちなのかなという疑問もすごく思うんですが、ぜひこのタイプの可燃ごみ、黄色のタイプと、あとうちの町内のほうでも町内会長さんに要望されたいんですけど、例えばシーチキンの蓋とか、こんな大きい1枚200円のものにためていくというのは、なかなか置いておく場所もあるしということで、ちょっと茶わんが割れたとかというようなものですよね。それを、一つの袋にたまるまでというのもあれなんで、こういった小さい袋で手軽に、もうちょっと安く、例えば1枚50円ぐらいとか30円ぐらいだったら、金物・瓦礫のときにさっさと捨てられるんですけどというような要望が町内会からも出ています。

一回町内会長さんに、取りあえず町内で1個袋を買って、そこにそのときそのときみんなが入れられるように工夫されたらどうですかという意見を言わせてもらったんですけど、なかなか町内会長さんも、みんなの了承を得ないとごみ袋1枚200円でもというふうに言われて、一般質問のときにしていただきたいということで今回こういうふうにさせていただいたんですけど、今町長さん、アンケートをウェブでやられると言ってみましたが、若い人なんかはウェブで気軽にやってくさると思うんですけど、やっぱり年配の人は、若い人でもアンケートと

いうとあんまり書かないんですよ、一番本当に生活の意見というのは井戸端会議ですよ、ごみ分別のときも。いろんな人があって、こうこうだよねという、井戸端会議の意見こそが、やっぱり町民の真の声じゃないかなと私は思うんで、ちょっとこの場でこんな持ってやらせていただけてますけど、ぜひ今後ごみの減量化と住民サービスの観点から、ぜひいろんな方のそういったものを吸い取っていただいてやっていただけたらいいと思いますので、これは要望として出しておきます。よろしくお願いします。

[9 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） あと次ですね。ちょっと防犯のほうやらせていただきます。

防犯カメラの設置は平成元年のときに、私、交通多発地帯と公園で不審者が出てきていて、防犯カメラ設置を要望したら、すぐ取りあえずは公共施設からということでつけていただきました。あのときはすごく、すぐ公共施設につけるよりは交通多発地帯につけたほうがいいのかなとは思ったんですけど、そのおかげでたまたま公共施設にも、いたずらする方が見えて、いたずら犯を捕まえましたよね。やっぱり防犯カメラの力というのはすごいなと改めて思っています。

それで、やっぱり最近、下羽栗地域でも松枝地域でも、すごく、知らないんですけど、サロンなんか行くとあそこが入ったらしいよとか、セコムやっても入ってくるんですね、10分以内に。だから町内で役員をやられていた方が、もう一回防犯カメラ設置について、町のほうがやっぱりちょっと通学路とかそういったところ、ちょっと危ないなというようなところにつけていただけると、先日の神戸の女性の殺人事件とか、北九州市の学生が亡くなる、殺されたというような、犯人を捕まえられるという、やっぱ防犯カメラってあったほうがいいんじゃないと思うんです。

昨日もちょっと羽島署の署長さんとお会いする機会がありまして、下羽栗の議員と、今交番がどうしても統合していくというような、そういう流れになって交番も少なくなってしまうということなんですね。

夜間勤務のほうを中心にとということで、やっぱり何か住民の生活が、ちょっと交番がだんだんなくなってしまうと、ちょっとというような危惧をしているわけなんです。今町長さんの答弁で、町内会のほうでは、防犯カメラの設置の要望を言えばつけてもらえるというようなことを言われましたが、その町内の役員の人から私要望があるので、ちょっとその辺、周知どういうふうにやってみえるか、ちょっとその点だけ一点。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 防犯カメラの効能については、犯罪抑止とともに、万が一犯罪が発生した場合も検挙率の向上につながるということは、既にいろいろな事案からでも、警察だけで

なく、我々もよく知っていることだと思います。

その上で、地域の防犯カメラ設置については、町内会長さんの集まり等でもこういった補助メニューというのがありますよとか、たまたまそういったことがあれば要望してくださいというふうにもお伝えしているはずですし、たまたま議員さん通じてそういったことがあれば、担当が総務になります。そちらのほうへ一度ちょっと相談していただければ、補助も含め、また設置場所も警察とも協議しながら、適切な場所に設置しないと意味がない。あるいはつけるところによってプライバシーの侵害だといわれるようなおそれもあるので、そこは慎重に設置場所等も含めて検討していく必要があると考えております。

[9番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。

じゃあ、町内会の会長さんたちにこういったところにつけたいというところがあれば、ぜひ町のほうに要望してくださいということで、この要望の、私もそれ知らなかったもんですから、この笠松町街灯防犯カメラ設置補助金交付要綱というのをちらっと見させてもらったんですけど、これ年に1回とか上限10万円とかと書いてあるんですね、経費の3分の1以内と1基当たり10万円を限度とするというふうに書いてあるんですけど、年に1個つけるというふうだと、なかなかその一つを限定するのも難しいと思うんですが、その辺はちょっと何か融通が利くふうになっているのか、ちょっとその辺も質問いいですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

先ほど、田島議員さんが言われましたように、経費の3分の1以内で1基当たり10万円を限度というような決まりになっておりまして、1基当たり10万円となっておりますので、一度に例えば4基、複数台申請をしていただければ、1基当たりの10万ということ。例えば4基ですと、40万までというような条件になっております。

やはりこれ町内のほう、広い地域の町内もございまして、いろんな条件があります。

あと予算の関係もあると思いますので、年度当たり1町内1回を限度にということになっておりますので、もしたくさんつける場合がありましたら、予算の関係上、年度を分けていただくというのも可能になりますので、年に1基だけというわけではないということで御理解いただければと思います。

[9番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） あと、すみません。1点。

先ほどの答弁では、町では防犯カメラをつけてみえる各家庭もあるしということで、町民全

体には助成制度は、ちょっと使えませんよというふうに言われました。それで、町内会のほうでそういった補助制度があるならば、それはそれで大変いいかなと思うんです。

あと、今度、町では防災対策の一つとして、独居老人の方に60歳以上の世帯や老人世帯のみで構成されている世帯などに、家具の転倒防止とか器具を支給しているじゃないですか。それで、同じように年配の方というか、お年寄りの方だけの世帯とか、例えば防犯フィルムとかね、補助の鍵とか、そういった個人でちょっと軽く取り付けられるような、その防犯用具の支給というのは、提案なんですけど、お考えはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 防災の場合は、どうしても災害弱者ということで、高齢者あるいは体の障がいのある方中心なんですけど、犯罪の場合は、別に独居老人だから、高齢者だからという、特に侵入盗の場合は、どちらかというと、言葉は悪いですけど、金目のあるうちを狙われたり、あるいは見通しの悪いうちを狙われたということで、これを高齢者だけに区切ってやるというのはちょっとあまり効果がないというか、公平性に欠けると思いますし、特に高齢者に対してはこういった侵入盗も大変問題なんですけど、特殊詐欺、これも相も変わらず増えております。そういった方への啓発のほうに力を入れた方がいいと思います。

確かに侵入盗というのは、犯罪の件数の中では割合的には多いんですが、今特に深刻になるというのはやはり特殊詐欺であり、例えば、ほかにも若い女性や子どもさんにとっては、いわゆる不審者イコール性犯罪につながるような、そういったことに対して非常に世の中はナーバスになっていますので、防犯は全般的にやはり安全なまちづくりという点で考えていくべき問題であると思いますので、何か特定のところだけ傾注すれば、この地域が安全・安心になるというふうには、私の中では思わず、バランスよく対応していく、もちろん予算もありますしね。そういった点を考えていることを御理解いただきたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 町長のお考えが分かりましたが、そうですね、言われてみますと高齢者の方は、よっぽど詐欺のほうで遭われる確率も多いと思いますので、また町内会や老人会、また敬老会を通じて、皆さんに周知していただいて、笠松町民が安心・安全に暮らせるように、町のほうもお金が大変ないというのは分かっていますが、できるだけ町民に対していろんな助成をしていただけたらなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 次行きます。

8番 川島功士議員。

○8番（川島功士君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、教育分野におけるICT活用の目的と全体戦略についてと最近の教員の不祥事事件について、この2点について質問していきたいというふうに思っております。

先ほど議長の話もありましたけれども、本当にすごい雨が東京のほうで降って、実は7月の半ば頃の雨では、うちが床下浸水を食らいまして、先ほどの話にあったように、長良川の浸水時以来、50年ぶりぐらいの浸水ということになるわけなんですけど、そういうようなこともいろいろありますけれども、学校問題も大きな問題であるかと思っておりますので、今回はそれに絞っていききたいと思います。

今年の10月をめどに、児童・生徒用使用のタブレットが更新されると聞いております。そのことを前提に質問させていただきます。

各児童・生徒、さらには教員の使用するタブレットを今までとは異なるOSに変更されると聞いております。これは端末を変えるということは、全体像をしっかりと見据えた計画が必要であるというふうに考えております。

教育分野におけるICT活用の目的と全体戦略について、自主的な場面と実社会での利用促進ということで、子どもたちが主体的に学習できる環境整備を目指すとともに、生活や実社会で役立つICT利用を促進させる目的があります。他社との比較や参照を通じ、深い学びを実現する仕組みの構築と、必要なアプリやデバイスの環境整備を実施しなければならないというふうに考えております。

さらに、ネットワークとデバイスの改善ということで、現在1ギガのネットの回線が将来的には2ギガへ通信速度を拡張し、教室や体育館、運動場など学校全体で利用できるようなことが実現する必要があるというふうに考えております。新型iPadの導入やキーボードカバーの採用によって、起動や動作の迅速化、タッチタイプへの習熟及び故障率の低減を図る必要性を非常に強く感じております。

セキュリティー対策とネットワークの統合についてであります。

校務系と子どもデータ系を分離していたネットワークを統合し、ゼロトラスト・セキュリティーの導入で、パスワードに加え、顔認証などの多要素認証を採用することが最も望ましいというふうに思っております。

こういうPCだけでなく、タブレットや個人端末でも、安全に利用できる環境を構築するため、全国規模のクラウドベースによる管理体制の整備や、学校サーバーへの依存軽減を実現する必要がセキュリティー対策にとっては大事なことではないかなというふうに思っております。

さらに、クラウドサービスとオフィスライセンスの活用ということでもあります。

児童・生徒、教職員全体にマイクロソフトアカウントを無償提供し、1人当たり1テラバ

イトのデータ容量が確保されているというふう聞いております。

オフィス365のライセンスは、機能別にA1ブラウザ使用、A3デスクトップアプリの利用、A5高いセキュリティー機能付というふうを選択可能です。特に、教職員の安全かつ効率的な運用のためにA5ライセンスの導入が不可欠であるというふうに思っております。

現在、笠松町は無料のA4ですが、岐南町ではA3を利用しております。A5にすることで、校務系と子どもデータ系を統合した安全に運用するクラウドとして運用できるというふうに思っています。さらには、先ほど言いましたような多要素認証を導入することによって、ロケーションフリー、デバイスフリーにできることで、子どもたちの家庭学習の充実にも反映させることができ、教員の働き方改革にもつなげることができると思っております。

教員向けAIツールの導入と運用。

国は、行政系AIとして、教員用として「フクタン」というものがあったり、いろいろ種類があると思えますけれども、あとノートブック、これは-googleが提供しているものなんですけれども、活用し議事録作成やデータ分析、情報整理、質疑応答や計画策定のサポートを実現することが必要だというふうに思っております。

ノートブックというのは、以前一般質問で行ったPCプラスコパイロットのように、与えた資料からの生成しか行わないため、いわゆるAIで問題になっている、ハルシネーションを起こさない生成AIというふうにされております。

TeamsやYouTubeでの情報共有、録音内容の自動文字起こし、音声内容を自動生成、さらには教材プレゼン動画作成や翻訳AIによる多言語対応など、様々なAI活用の具体例を実現することで、子どもたちへの学びの充実と教員と子どもたちへの直接指導は一層充実できるものであると考えております。

現場での管理ツールとICT運用について、アップル社のスクールノートなどの管理ツールを利用し、教員や児童・生徒の画面一括管理やセキュリティー制御、音声ミュートや特定URLの共有などを行い、保護者向けのアプリも提供することが可能になります。

AIによるドリルや作文分析で学習傾向を把握し、地域ごとにICT導入格差の是正も目指すことができるのではないかなと考えております。

さらに、i-FILTER10は、従来のお子様向けフィルタリング機能とともに、学校や保護者が子どものタブレットのアクセス制限に加え、検索ワードの管理もできます。親が子どものタブレットをいつからいつまで、どの時間帯に使うかというのを設定ができたり、例えば自殺であったり、危ない検索ワードを出したときに連絡が入るといったような設定ができるものであります。

ICT環境の整備と今後の展望について、クラウドやAIツールの活用により教員業務効率化が向上し、次世代CPU、LPUの採用で処理速度効率も飛躍的に改善できるというふうに思っております。タブレット端末の自然な入力環境の整備を通じ、若年層のICTスキル向上

とフリック入力からタッチタイピングへの転換を促進することが大事だというふうに思っております。

教育委員会、学校、保護者が一体となったICT環境管理のため、全国統一の安全環境と情報共有のルールの整備を進めていく、国も含めて教育委員会としても笠松町としても、そういうものを前提にしてやっていただきたいというふうに思っております。

さらに、大きな理由でいうと、大都会の教育委員会とデジタル媒体の活用ということで、都市圏におけるICT活用事例として、世田谷区教育委員会などがデジタルメディア、ユーチューブなどを積極的に活用しており、現場視察を通じて他地域との取組も学んでいる。

第2期、端末導入と国指示の変更があったということで、従来、タブレットの予備機が5%しかなかったんですが、最大15%までの端末導入を促進する国の意思が変更になりました。職員は、日常的に予備機のタブレットを利用し、デジタル教科書、資料提出など柔軟な活用方法が整備されました。

授業で最大3台の端末を利用する仕組み構築により、ICT利用の幅が拡大されました。デジタル化によるチーム管理と業務効率化、パソコンのログインを活用した在宅勤務、在宅時間管理システムにより、短時間勤務や学校外作業の情報共有が推進できます。

働き方改革において、みなし残業の増加もありますが、全職員の情報共有で連絡漏れを防ぐ体制の構築も必要であるというふうに思っております。働き方で健康管理、家庭との両立、長時間の労働で不規則な勤務による健康リスクや家庭生活に影響が具体例として挙げられております。実体験、脳内出血などを通して健康的なそういうことが起きないように、健康的な働き方への改善意識が強調されると思っております。

端末のタブレットの変更を出発点として、全体像を考えると、さきに述べたようなことが考えられますが、それらを基に以下のような質問をいたします。

- 1つ、新しくされる児童・生徒向けのタブレットについてどのようになりますか。
2. 教員の方が使われるタブレットPCはどのように考えておりますか。
3. ネットワークとデバイスの改善をどのように考えておられますか。Wi-Fi環境の増強とインターネットの基回線の高速化についてはどのように考えておられますか。
4. セキュリティー対策とネットワークの統合をどのように考えておられますか。
5. デジタル媒体の活用と教員の働き方改革について、笠松町としての支援などをどのように考えておりますか。教育委員会としては、どのようなシステム改革を必要と考えておられますか。現時点の教員の方の働き方については、どのように考えておられますか。
6. 教育分野におけるICT活用の目的と全体戦略についてお答えください。

次に、教員の不祥事についてです。

次に、教員の不祥事についてお尋ねいたします。

近年、盗撮、わいせつ行為、パワハラ、セクハラなど、教員による不祥事が報道されることが多くなっております。昨日も報道されております。

こうした事例は、社会全体の問題でもあり、SNS等による拡散によって、不安が増幅されやすい時代背景もあるというふうには理解しております。

一方で、多くの教員の皆さんは真摯に児童・生徒と向き合い日々努力されていることも事実であり、そのモチベーションを下げるようなことがあってはならないというふうにご考えております。

そこで、教育長に伺います。

1つ、羽島郡二町教育委員会として、教員の不祥事に対してどのような対応を行っておられますか。

2. 児童・生徒や保護者が安心できるように、今後どのような取組を進めていかれるお考えでしょうか。

3. また教員の皆さんのモチベーション維持やサポート体制について、どのように取り組まれているかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問、教育分野におけるICT活用の目的についての御質問であります。まずタブレットについてであります。

児童・生徒用の学習用端末タブレットにつきましては、二町教育委員会により二町統一の機種にしてほしい要望があり、現行のウィンドウズ端末から、より直感的で操作性に優れたiPadへ、10月1日より使用できるよう更新作業を進めております。

主な特徴と利点は、学習活動の円滑化、端末保護と耐久性向上、タイピング技能の習得支援、安全な学習環境が確保されます。

これらの方針などにより、現場の教員からは授業での活用がさらにしやすくなるといった期待の声が寄せられていると二町教育委員会から聞いております。

続いて、教員用の端末におけるパソコンとタブレットにつきましては、文部科学省が示すGIGAスクール構想の次期モデルに基づき、「校務」と「授業（学習）」の両方で活用できる環境を整備します。具体的には、教員一人一人に対して校務用PCウィンドウズ端末と授業学習用タブレットiPadの2種類の端末を配置します。

このように、それぞれの業務に合わせた最適な端末を整備することにより、先生方には校務の効率化と教育活動の質の向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、ネットワークとデバイスの改善についてであります。現在、各学校には光回

線1ギガを導入しており、通信環境はおおむね良好と二町教育委員会より聞いております。

しかしながら、時間帯によっては通信速度が低下することがある報告も受けております。

新しいiPad端末の導入に伴い、児童・生徒の端末利用率がさらに高まり、同時接続数が増加することが見込まれるため、通信の安全性確保は重要な課題と認識しております。

今後は、二町教育委員会において、実際の利用状況を注意深くモニタリングし、学習活動に支障が生じることのないように、契約帯域の見直しや校内Wi-Fiの増設・性能強化といった対策を検討していきたいと考えているところであります。

続きまして、セキュリティ対策とネットワーク統合についてのお尋ねであります。文部科学省の方針に基づき、これまで分離していましたが、校務系ネットワークと学習系ネットワークの段階的な統合を今後進めていきたいと考えています。これに併せて、サーバーのクラウド移行を推進し、管理の効率化と災害対策の強化を図ります。ネットワーク統合とクラウド化に伴い、情報セキュリティ強化は最重要課題であると認識しており、今後は多要素認証の導入、セキュリティ基準に沿った運用と研修、システムの高度化による漏えい防止などの対応を進めてまいります。

続きまして、デジタル媒体の活用による教員の働き方改革についての町としての支援、教育分野におけるICTの活用の目的と全体戦略についてであります。ICT活用の目的は、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた教育を提供することだけでなく、教員の働き方改革と校務の効率化を進める上で重要なツールだと認識しております。

この目標を達成するために、二町教育委員会が掲げる3つの戦略を柱とした全体戦略に基づき、今後とも二町教育委員会のICT支援専門員と連携しながら、ICT環境整備の支援と人材育成の推進に努めていきたいと考えております。

以上で、私からの答弁終了します。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 初めに、川島議員の教育分野におけるICT活用の目的と全体戦略についての5つ目の御質問です。

デジタル媒体の活用による教員の働き方改革についてお答えをいたします。

ICTの活用は、教育の質の向上と同時に、教職員の働き方改革を進める上でも極めて重要であると認識をしており、当町、あるいはまた教育委員会として、これから述べさせていただきます支援と、システム改革に取り組んでいるところでございます。

大きく3点述べさせていただきます。

1つ目は、全教職員へのタブレット端末の貸与でございます。全ての教職員にタブレット端末を貸与することで、会議や研修など場所を選ばない働き方もすることができます。推進もできます。

また、職員間での連絡や情報共有を円滑にし、全員が一堂に会することが難しい場合があったとしても、確実な意思疎通を図れる体制を構築してまいります。

2つ目、保護者連絡ツールは、現在も使っておりますすぐーの活用でございます。

先行して導入しております、すぐーについてですが、保護者からの出欠席などの連絡、それをデジタルで受け付けることによって、朝の時間帯における電話対応等の負担を軽減しております。

また、学校からの配付物について、PDF等を利用して配信をします。そうすることによって、ペーパーレス化を推進し、印刷や配付に関わる業務を削減しているところでございます。

3つ目は、校務における生成AIの利用支援でございます。

教育委員会として、生成AIの校務利用に関するガイドライン、これを作成いたしました。安全に利用できるサービス、コパイロットであるとか、Canvaでありますけれども、選定し提供しているところでございます。

既に、一部の教職員からは、保護者宛て通信の文書構成、あるいは授業素案の作成、あるいはアンケート集計といったところで、業務に活用することで、業務の効率化、質の向上の両立を実感しているとの報告も受けており、今後もさらに活用を促進してまいりたいと考えています。

これらの取組を通じて、教職員の精神的なゆとりであるとか、あるいは時間を生み出し、一番大切にしたいところ、児童・生徒一人一人と向き合える関係を整備してまいります。

続いて、6番目の御質問です。

教育分野におけるICTの目的と全体戦略についてお答えをいたします。

教育分野でのICT活用の目的は大きく2つございます。

1つは、児童・生徒が学習の主体となり、主体的、対話的で深い学びを実現する。

もう一つは、教職員の業務を効率化し、それによって生まれた時間と精神的なゆとりを児童・生徒と向き合い豊かな教育活動に充てることでございます。

これらの目的を達成するためには、次の構想、戦略というか構想に重点を置いて取組を進めてまいります。

大きく3点ここにも上げさせていただきます。

1つ目は、質の高いICT環境の計画的な整備でございます。

全ての児童・生徒が等しく質の高い教育を受けられるには、言い換えれば教員側では等しく高い教育を推進できる、羽島郡として共通したICT環境の整備をいたしているところでございます。これにつきましては、令和9年度までの完了を目標として計画的に進めているところでございます。

2つ目、ICT活用能力の向上のための研修の充実でございます。

整備したICT機器を教職員や児童・生徒が効果的に活用できるよう、授業での実践事例を共有することや、あるいはスキルアップの研修の機会を継続的に提供しているところでございます。

今Teams等を利用して、様々な実践事例を挙げて、それを教員が必要に応じて集中できるような環境を整備しております。

3つ目、継続的な効果、検証と改善でございます。

ICT活用の効果、検証を継続的に行い、現場の声を反映させながら、常に環境や活用方法の改善を図ってまいります。将来的には、両町の教育部局とも緊密に連携をした、より効果的なICT環境の構築を目指していきたいというふうに考えております。

以上3点を上げましたけれども、それを柱として当町の教育のさらなる発展に努めてまいりたいと思っております。

続いて、2つ目の御質問でございますが、教員の不祥事案に対する対応についてお答えをさせていただきます。

初めに、今回の事案について思っていることを言わせてもらいます。

議員御指摘の最近のニュース報道に関わる事案については、教育の信頼、信用、あるいは子どもたちの安心や安全を根底から揺るがす、非常に危機的な事態だと感じております。

同時に、羽島郡の教職員275名を代表する者として、最も大切にしたい信頼、それらはこれまでも私ども献身的に取り組むと努力を積み重ねてまいったつもりでございますが、これが全く無にする行為であり、大変遺憾であると思っております。

さらに、これらの報道を受けた羽島郡の児童・生徒3,706名、そして保護者や地域の皆様にとって非常に大きな不安を感じてられているというふうに察しております。

これらの報道された内容に対して、憤りを感じながらも、このことを対岸の火事ではなく、他山の石として受け止めていくべきだというふうに捉えています。

不祥事発覚後の対応について説明をします。

これらの報道を受け、文部科学省からの通知、指導がなされることは事前に把握をしておりました。しかし、一刻も早く対応すべきであるという判断から、羽島郡二町教育委員会の責任において、服務規律の徹底、指導依頼を発出いたしました。

この文書を通じて、様々なことがありますけれども、児童・生徒等の写真を撮影する際には、声をかけ、確認すること等をはじめとし、今回の事案は現在も捜査継続中であり、事件の内容は明らかに信用失墜行為であるなど、児童・生徒や保護者に誤解を受けるような行為や言動は厳に慎むよう指導いたしました。

また、7月3日には不祥事根絶、重点徹底指導のお願いということで、7、8月の不祥事根

絶に向けての重点項目でございますけれども、この重点項目は、欲求を満たすための不適切な行為の禁止でございます。について、全職員を対象として、教員自身が自己を見詰める、そうした点検、チェック等を行いました。

これらのことを通して、本件について誰もが当事者となり得ること、そして自分事として捉えてコンプライアンス意識を高めることや、もう一つ大事なことは同僚性だと思っておりますので、それを一層高めたり、向上するよう努めてまいりたいと思います。

その後、文部科学省や岐阜県教育委員会からの通知、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についてという文書がございましたので、7月4日付で文書を通知し、その中で密室状態をつくらないこと、盗撮を防止し、疑われる行為をしないこと、個人情報を持ち出さないというこの3点について指導をいたしました。この間、文書による指導とともに、7月8日には、羽島郡の校長会もございました。そして、7月9日には教頭会へ臨みました。また学校訪問等も行っておりますけれども、その中で直接指導を行うとともに、その状況についてどうかということを確認してまいりました。

3つ目に、未然防止の実施ということで、不祥事根絶につきましては、これまでも毎月、重点項目の徹底指導、そしてコンプライアンスチェック等を行っております。そのことを通して、危機管理に対する高い意識を持つこと、コンプライアンスを徹底する強い意志を持つこと、モラルの高い職員集団を育み、同僚性を高めることなどを行ってまいりましたが、今後も継続して行ってまいります。

今後に向けてということで、羽島郡の教職員は子どものために本当に一生懸命努力する先生ばかりだと私は信じています。さきにも述べましたけれども、本件に関しましては、憂慮しつつも、長年かけて築いてきた信用を崩壊させてしまう、真摯に子どもと向き合う羽島郡の先生方にまで、そうした先生方、一生懸命やってみえる先生方にまで、疑念の目が向かってしまうという、そのことに対しては本当に強い憤りを感じております。

先ほども述べましたが、他山の石と捉えるべきだというふうに思っておりますので、こうしたことを未然に防ぐためには、まずやっぱり同僚性の高い職員集団を育成すること、そして風通しのよい職場環境を築くこと、これが基盤、この基盤の上で教職員のモチベーションを高めることが、最も大切というふうに考えております。

教職員のモチベーションで、いろんなことを考えますけれども、日常の業務において教員が一生懸命教育する授業に対して児童・生徒が没頭して取り組み、何かに気づき、発見し、理解し、はっとした表情に出会うと、あるいは本当に僅かなことかもしれませんが、子どもたちが今までできなかったことができるようになるという成長、そして悩みに対して、解決に向けた光が差し、今まで暗かった表情が、ぱっと笑顔にね、明るい表情が見られるようになるとか、あるいは保護者との意思疎通ができ、活力ある児童・生徒の姿に変わっていくこと、数えれば

切りがありませんけれども、そうした喜びが教員ならではの喜びであるし、生きがいったと私は思っていますので、そうしたことをきちっと先生方にはやっぱり体験していただきたい、そんなことを思っています。

また、職務を離れた自身の生活においても、専門的な楽しみを持ち充実感を味わうことで、今述べましたそうした喜びにつながる新たな発想といますか、そうしたものも思い浮かぶのではないか、そんなことも思っています。

そうした正のスパイラルが生まれるように、教職員の日常での日々の教員の学びや発想、努力、そうしたものを教育委員会としてきちっと見詰め、かしずけ、そして職務に専念できるように指導をするように努めてまいりたいと思います。

以上で答弁のほうを終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

川島議員。

○8番（川島功士君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、今さらの話なんですけれども、タブレット、最初同じようにiOSとWindowsとグーグルですと3つあったんですけれども、なぜWindowsを最初選ばれたのかというのを今さらですが、分かれば教えていただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） その当時対応していないので、何で入れたのかというのは分かりませんが、最終的には単価と、もともと校務支援がWindowsでしたので、その関連でWindowsになったんじゃないかという思いではあります。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） すみません、当時からということで。当時、単価については、それぞれの事務局のほうにお願いしたんですけれども、使い勝手とかその辺を見たときに、教員がWindowsを使っていて、そしてアップル社との使い分けができるかどうか、その実態もありましたので、まずは同じ機種でいってはどうかというようなところが1つありましたし、今回の第2期に向けては本当に念入りに、目的をきちっと持って、そしてどういうことができることが望ましいという、その辺も見越して機種のほうを選定しています。

だから、前回はコロナがあって、それは入れなきゃいけないという、そういった状況の中で、

地域からは何で早く入れんのかなというような声が飛んできて、いち早く導入するには、この羽島郡は非常に早く導入していただきました。ありがたかったなというふうに思っていますし、だからそういった背景があつて、十分じゃあ今のような議論がなされて選ばれたのかということ、そうではないんですけれども、差し当たり教員がきちっと指導ができる、そういった環境がWindowsだろうというところも含めてWindows版を導入させてもらいました。

使っていく中で、やはり機械の、その辺のよさみたいなものが徐々に分かってきましたので、今回はそういった形の子どもたちが学習に使うという点で、どっちがふさわしいかということを考えてときにiPadのほうがふさわしかったということの結論を出しましたので、そういうふうに設定をいたしました。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね、当時私がここに座っておって聞いていたのは、Windowsでないとデジタル教科書がうまく動作しないというのでという説明を受けた記憶がございます。

当時としては、教育長が言われたように、非常にコロナによって性急な要求の中で事が進んだということもあるんですけども、当時から私個人としてはiOSを非常に推していたことはあったんですが、そういうことであつたらうと思います。

もう一つ、今回は児童・生徒のタブレットというのは、スムーズに移行できそうな笠松町も岐南町も方向なんですけれども、これは国のほうが補助メニューを出してくれたおかげというのがあると思うんですけども、もしなかった場合、今後さらに5年ぐらいたったあとに、国の補助メニューがないと、笠松町の更新というのはスムーズにいかない可能性はあるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） GIGAスクール構想というのは国を挙げて、そのDXの中の大きな柱でありますし、補助メニューがないということの今想定したお話はちょっとしかねるんですが、ないと非常に財政的に大変だということは十分承知していますし、多分これはうちに限らずどこの市町村も一緒ですし、もしそうなれば強くやっぱり国なり県を通してなり、しっかりと働きかけて、これまでと同様以上のバックアップ体制をお願いするとしか今言いようがないです。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひ補助メニューがずっと続いて、先ほど、始めた以上はきちっと国も責任を持ってやっていただきたいというふうに思っております。

これは、もう一つは、ここで聞くべきことじゃないのかもしれませんが、岐阜県のほうが、今度からは個人負担で購入してほしいというようなことが今非常に話題になっておりますが、岐阜県には補助金というのは入らないという前提なんでしょうか。高校生、県立高校の分なんですけれども。

○議長（伏屋隆男君） 小・中のことは分かるけども、高校のことは分からない。直接関与してないのでその質問はやめて。

○8番（川島功士君） 分かりました。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 分かりました。すみません。じゃあその点はなしにしますけれども。

次に、ネットワークとデバイスのことなんですけれども、先ほど答弁の中にもありましたけれども、通信速度を上げていくという話もありました。1ギガbits per secondを2ギガということ、これは今はケーブルテレビの回線を使っておられますが、そうでない回線を選ばなきゃいけないという可能性もあるかもしれないんですけれども、基回線の容量の問題ですというようなことというのが検討材料になるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

今、議員がおっしゃったように、場合によっては、業者を変えとかということも一つの材料として、検討材料として認識しております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） それと、実はタブレットを更新するに当たって、重要なもう一つのデバイスとして、電子黒板というのがあります。笠松町の場合、非常に早くから整備をしていただいたので、もう既に10年はたっていると思うんですが、これは更新とか新しいiPadにすることによる接続についてはどのような構想というか流れになっていくんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

今現在、電子黒板、プロジェクターで、今全教室に設置しております。

以前はWindowsでしたので、プロジェクターと有線であつないでいたんですけど、今年の2月にiPadに変えましたので、教室の端末を、ということで今は無線で飛ばしている状況で、教室の先生がどこに動いても投影できるという状況になっています。

ただ、入れたのはおおむね10年たっていますので、今後、教育委員会で現状の状況を見据えて検討していかないとという認識であります。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

プロジェクターの場合ですと、光源がLEDなのか電球タイプなのかによって、駆動時間というのが当然あらかじめ決まっていると思いますけれども、この場合、非常に普通の企業でプレゼンに使うよりはずっと稼働時間が長いだろうというふうに思います。10年という年月を考えると、非常にもうそろそろ本当に次を考えていかなきゃいかん時期に来ているんだなというふうに思います。

先ほど中間に入っていたサーバーの役割をしていた、Windowsのパソコンというのは今は使っていないというふうにお聞きいたしましたけれども、じゃあそのパソコンというのは置いたまま、そのままということなんでしょうかね。どこかに引き上げてしまっているとか、こういうワゴンの中に入っていたんですけれども、iPadと子どもたちのやつというのは、無線LANでつながって、Wi-Fiでつながっている。その教室用に置いてあるiPadとプロジェクターというのは有線でつながっていると、そういう形なんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

今現在、もう今iPadで先生については使っておりますので、子どもはまだ今のところWindowsという状況ですので、今、電子黒板に投影できるのは、先生のiPadのみという状況になっておりますので、今後はiPadになる視点でいます。生徒から直接投影ということは考えていなくて、あくまでも先生が最終管理をしていますので、先生とそのプロジェクターが連携しているという状況になっているので進めていきたいと考えています。

あとはアプリの中のロイロノートの中で、いろいろな連携ができておりますので、それを含めて今後授業を進めていくという状況です。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど全体戦略の答弁の中で、教育長の答弁の中で令和9年をめどにという話が、完成をめどにということがありました。そうすると、さっき言った私の質問の中にあっただけ例えばクラウドへの移行であったり、それから電子黒板のことであったり、通信速度のことであったりというのは令和9年をめどにということなんでしょうか。

具体的にいつからやっというすることは、今回答弁では何もなかったんですけれども、具体的にその全体構想として完成を令和9年というのは教育長の答弁にあっただけなんですけれども、笠松町としては、これはそういうことに合わせていくのか、どう考えておられるのか

お聞きいたします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

教育長もおっしゃるとおり、教育委員会として令和9年をめどに整備していきたいということですので、それに協力して推進していきたいと考えています。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

それでは、令和9年度に向けて一生懸命頑張っていたきたいというふうに思います。

それと、全体構想の中で、やっぱり教育現場におけるICTの活用という中に教員の働き方改革という答弁も中にあったと思いますし、教育長の中で熱心に答えていただきました。

実は教員の働き方改革というのは、文科省が今年の6月に特別部会で検討された教員の働き方改革に対する新たな指針案というのが出ました。今月中にはこれが案ではなくて正式な指針として発表されるというふうに聞いておりますが、この中で3つの視点が上げられております。

1つ、学校以外が担うべき業務ということであって、学校徴収金の徴収であったり管理、給食費は前にもうちは公にやっておりますけれども、そういうことであったりというのは、学校以外が担うべき業務で、学校以外が積極的に参画すべき業務ということで、ホームページの作成とか、ICT関連、広報であったりという、そういうようなこと、タブレットの管理みたいなことを、保守管理は学校事務員が行うというような国の指針になっております。

さらに、教師の業務だが負担軽減すべき業務という内容に、修学旅行の行事の日程調整や準備、就職先の情報収集なども学校事務員が担当することになっております。学校事務員さんも各校に1人しかいませんし、非常に繁忙だというふうに思います。さらに、これだけの業務をさらに上乘せされていくということは非常に厳しいことだろうと思います。

お話を聞くと、今は普通の先生と同じように県からの配置で、昔は町の職員がやっていたけれども、今は県のほうからの配置で来ておられるということなんですけれども、NHKの番組で、その解決策として、下呂市なんかは各学校の事務員を全部同じクラウド上で業務ができるようにして、4校それぞればらばらにやっている業務は共通でできるクラウドをつくって、さらに全体を管理する学校事務委員長みたいなものをつくって対応しているみたいなことがあったんですけれども、笠松町としてはどのようなことをそういうさっき言った令和9年のことを含めて、そういう業務の簡素化とかいうことに関してはどのように考えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 笠松町だけではなく岐南町も含めてなんですけれども、事務職員の共同実施、そうした組織をつくって、今、岐南町は岐南町、笠松町は笠松町ということで支援室

というものを設けて、それぞれ4校の事務職員の方が協力しながら定期的に協議会を行いながら、またヘルプ、要は助けというサポートが必要な場合は、その学校へ行って、冬の繁忙期なんかは一緒に事務職員の手続をするというそういった仕組みが今できています。

室長を中心としてそういった動きをしておりますけれども、クラウドについては、今後やっぱり事務職員も端末を持つことになりますので、各町の事務的な仕事の内容をフォーマットといえますか、様式が若干違うので、両町と共通点というのは、共通するというのはなかなか難しいかもしれませんが、両方で共通してというようなクラウドを設けて情報共有をするという一つのことも働き方改革にはつながっていくのかなと、そんなことも考えております。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも先生の働き方改革で先生の業務量を整理していくというのは大事なことだというふうに思っておりますが、そのしわ寄せがほかに集中してしまうことのないように、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思っております。

先生のほうなんですけれども、非常に労働時間が長いということを伺っております。毎日午前様で、土・日も学校へ行って深夜に帰宅をしてみたいな。食事もまともに食べているのは給食だけみたいなの先生がいるよという話も聞いております。

そういう中で、そういうICTを使って業務を簡素化していくというか、しやすい環境をつくっていくというのが大事だと思いますけれども、先ほど質問の中であったんですけれども、クラウド化することによって、そういうクラウドにログインしている時間も勤務時間とみなす、やったことはきちんと評価できるというようなことというのは考えられますか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今行っているもの、職員の勤務とか時間という点で時間だけで追っていいのかと、内心は私は思っているんですけれども、やはり一つの視点として時間というものを毎月集計をしているんですけれど、これは基本的に言えるのは、時間外が45時間未満というところを目指して今進めているところです。

把握すると、4、5月はちょっと平均を超えているようなんですが、6月、7月は45時間以内に収まっているというような状況です。

先生によっては非常に仕事が丁寧で、そしてこだわりといいますか、一つのことにここまでやらないと気が済まないというような先生もいらっしゃって、ある意味その熱意というのはすごいなというふうに思いながらも、体調を崩されると駄目なので、やっぱり管理職として声をかけているところでございます。

その先生も、個人的にも実際お話をさせてもらっていますし、どうしてそういうことになる

のかということ、自分の業務の進め方であるとか、あるいは環境が静かになって非常にエンジンがかかるといふか、そんなようなところもあるようなので、いろいろ難しさがあるんですけども、これを、ロケーションフリーというのもございますので、自宅へ帰って、そしてロゲインをして仕事をするということもこれからはできる。ただ、それを勤務時間としてカウントするのかどうかということについては今後検討してまいりたいかなというふうに思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも、働いたことがそういうふうに変わっていく制度というものをつくっていただきたいと、みなし残業の分で加算されていた給料分というのが50年ぶりぐらいに改正をされて増額はされますけれども、それでも全然足りない状況だというふうに私は思っております。

それから、先ほど先生の不祥事の件でもたくさんお話をさせていただきました。今はユーチューブでも流れますので、そういう答弁を皆さんに聞いていただくというのは非常に僕は有効なことだと思っております。真摯に答えていただきましたので、本当にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

たくさん先生方と私も子どもたちを通じて出会ってきましたが、そんな変な先生はいませんでしたので、羽島郡にそういう先生が今でもおるといふふうには思っておりませんけれども、さっき言ったように、第三者であったり、全く不本意にも第三者が勝手に書き込んだりアップしたりということが非常に多いですので、そういうことがあっても先生のモチベーションが下がってしまうというのが一番怖いことだと思います。一生懸命やってもこうやってたたかれたらおしまいやみたいになってしまうと、どんどんどんどんモチベーションが下がって、それが最終的に子どもたちのほうに行ってしまうということのないように、ぜひとも先生方をお守りしながら、きちっとした服務規程を守っていただけるようにやっていただきたいというふうに思います。

こういうことをきちんと整備することによって、ただでさえ今、岐阜県の場合、特に先生の希望者がどんどん減って倍率が下がっております。小学校はもう2倍ぐらい、2倍を切ったぐらいの話をしている。昔は20倍ぐらいあるとかいう話も聞きますけれども、そういうことも聞いております。

先生になりたい、岐阜県の先生になりたい、そして羽島郡で働きたいと思ってもらえるように、ぜひとも笠松町の教育委員会、努力していただきたいということをお願いして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 次に行きます。

6番 間宮寿和議員。

○6番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、職員の働き方改革についてをまず1つ目にしたいと思います。

国において、2018年6月に、この働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法が制定され、改正後、労働基準法が2019年4月から順次実施されてきております。

日本社会では、少子高齢化が進行し、労働力人口の減少や働き方に対する価値観の多様化が大きな課題となっており、こうした状況に対応するため、全ての人が柔軟に働ける環境を整備することを目的とした政策、これが働き方改革です。

厚生労働省では、この改革を働く人がそれぞれの事情に応じ、多様で柔軟な働き方を自ら選択できる社会を実現するための改革であると位置づけて、民間企業のみならず、官公庁や自治体においても重要な取組となっております。

働き方改革関連法は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、そして雇用形態に関わらない公正な待遇の確保という3本柱、3つの柱を軸に構成されており、地方公共団体でもこうした社会的要請に応えるための取組が本格化されてきております。

公務員の働き方改革が求められる背景には、少子高齢化に伴う人手不足、住民ニーズの多様化、民間企業との人材獲得競争、そして災害への対応強化など業務の多様化があり、これまでに以上に柔軟で迅速な行政運営が必要とされている中で、長時間労働の是正や職員の心身の健康維持のための働き方改革は、避けては通れない課題となっております。

そこで、職員の働き方改革として、長時間労働の是正には、時間外勤務の抑制が必要と考えますが、私はそこに笠松町としても推進しています自治体DXの導入が不可欠であると考えます。

その1つ目の提案として、以前この質問を一般質問の場でも取り上げられていましたが、笠松町役場職員の宿日直業務が職員の大きな負担になっているということを聞きます。その宿日直業務の大きな比重を占める一つに、時間外電話対応があるとお聞きしました。

その電話業務の軽減策として、まずAIを導入してはどうかと思います。よくある問合せや時間外の電話はAI音声対応で自動応答にするだけでかなり業務軽減につながると考えます。単なる留守番電話の対応ではなくて、AIが対応することで急ぎの案件でも、ある程度対応ができるはずです。

調べたところによりますと、現在のAIの自動応答は、記録や要約も自動で文字化されますので、翌日専門部署により検討を相手に連絡することも可能だと思います。また、伝達ミスや回答不十分になるということも避けられます。

現在2人体制で宿日直をされていますが、このAI音声対応で自動応答を入れるだけで、ま

ずは体制を1人にすることが可能であると考えます。これは職員の業務軽減だけでなく、費用面での削減にもつながっていくでしょう。

そこでお尋ねします。

今言いましたA I音声対応電話の導入に加え、職員の宿日直業務の負担をどのように考えられておられるかをお聞かせください。

続きまして、2つ目の質問にします。

自治体DXの推進の運営状況について質問いたします。

先ほどと同じくDX推進ということにはなるのですが、令和7年第1回笠松町議会定例会提案説明要旨の説明の中で、重点項目の1つ目にさらなる自治体DXの推進を掲げ、DXを単なるデジタル化ではなく、地方行政が抱える様々な課題を解決するための重要な手段として位置づけ、行政手続のオンライン化などによる住民サービスの向上とA I等を活用した業務効率化による職員の働き方改革の2つを同時に推進することで、住民の利便性向上と行政運営の効率化を実現し、自治体DXのトップランナーを目指しますと御発言されておられます。

また、そのDX推進マネジメントを専門的知見から補佐するC I O（最高情報責任者）の補佐官として、「DX推進担当マネジャー」と併せて、今後の職員不足の解消に大きな寄与が期待されるA Iの活用方策を探るべく、「自治体A I活用アドバイザー」の2名を外部より登用し、DX推進計画の策定や事務の進め方を抜本的に見直して再構築を図ることにより職員の業務負担を軽減し、やりがいを高めるとともに、時間外勤務の削減を実現しますとその時に町長は述べられておられました。

そこで、2つ目の質問ですが、この中に出てきました、まず町のDX推進マネジメントを専門的知見から補佐するC I Oと補佐官としてのDX推進担当マネジャー、この2名を外部人材より登用するということが、既に登用されていると思います。はずですが、それにより現在どのような取組がなされているのか、またその取組や今後どのような変化をもたらし、将来へ向けての期待も含めた計画等があれば、ここでお聞かせください。

また、DX推進計画の策定や事務の進め方を抜本的に見直し、再構築を図ることにより職員のやりがいを高めるということを言われておられましたが、離職者を減らし、これからの人材確保や職員の心身の健康維持にもつながると思いますが、そのやりがいを高める方策としてどのようなことを考えておられるのかを含めてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの御質問、職員の働き方改革についてもろもろいただきましたので、一つずつお答えしたいと思います。

近年、多様化、複雑化する住民ニーズや行政課題などにより、職員への負担が大きくなっており、今後、限られた職員で効率的で柔軟な行政運営を持続していくためには、職員が心身ともに健康で働きやすい職場環境の構築が必要であります。

現在、宿日直業務については、電話の対応、火葬予約、戸籍関係の受付をはじめ、気象情報及び災害情報の受信、連絡を行う緊急時の対応など多岐にわたり大きな負担になっていることは認識しており、職員からも改善を求める声を聞いております。

その業務の中でも、議員言われるとおり、電話対応が大きく比重を占め、内容的には火葬場の予約や住民戸籍関係や休日診療など、行政サービスに係る問合せが多くあります。そこで、火葬予約システムの導入や、9月からリニューアルしたLINEにて知りたい情報を24時間いつでも確認できるよう、今後もより充実するとともに、その利便性もPRしていき、電話での問合せが減少するよう進めてまいります。

AI音声電話対応につきましては、現在、自動アナウンス案内機能の導入を検討しており、さらに業務の負担軽減を図るため、費用対効果も考慮しながら調査・研究をしております。

また、心身的な負担により翌日の業務に専念できないことが懸念されている夜間の宿直業務につきましては、来年度からの外部委託実施に向け検討しているところでもあります。

次に、CIO補佐官登用による取組についてでございますが、町では本年7月に町のDX推進の全体方針の決定を行う笠松町DX推進本部を設置し、本部長兼CIOである副町長を補佐する役割として、DX推進担当マネジャー、自治体AI活用アドバイザーの2名をCIO補佐官として任命しました。

現状の取組内容についてですが、DX推進の全体マネジメントを補佐するDX推進担当マネジャーと共に、主にオンラインとオフライン双方の住民窓口改善について取組を進めております。

オンライン窓口については、これまで一方的な行政情報の発信のみであった町公式LINEを、この9月よりごみ分別検索機能や避難所検索ができる防災機能、自らが選択した情報のみを受け取るセグメント配信機能などを実装してリニューアルいたしました。

行かない窓口の第一歩となるオンライン申請機能については、10月中旬より順次機能を拡張してまいります。

なお、当事業は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用して整備

を進めているところであります。

また、オフライン窓口、実際の役場内の窓口については、職員が実際に住民役となって窓口を体験する窓口体験調査を実施し、現状把握や課題の洗い出しを行いました。私も実際に職員とペアを組み、住民役として調査に参加しましたが、職員目線だけでは気づきにくい課題が数多く浮かび上がりました。

現在はその課題整理に当たっており、後日、改善提案書が提出される予定でありましたが、指摘された事項につきましては、できる限りの対応を進めてまいりたいと考えております。

一方、AI活用方を補佐する自治体AI活用アドバイザーには、8月に職員向けの基礎研修を実施し、AIでできること、得意なこと、今後の可能性、個人情報取扱いの注意点などを体系的に学ぶ機会を設けました。

また、先日、職員向けのAIアンケートを実施したところ、9割を超える職員から今後AIを利用していきたいとの回答がありました。職員の業務負担軽減のためにも、早急にAIが活用できる環境を整える必要があることを再認識しましたが、行政業務に生成AIを活用するには、利便性とリスクを十分に理解する必要があります。職員がAIに対するリテラシーを高め、どんな業務にどのように利用するとよいのかを各職員が判断できる指針となるAI活用ガイドラインの策定を進めている状況です。

そのほかにも、笠松町独自のごみ分別AIを開発し、現在、精度向上に向けたデータクレンジング作業を進めており、この独自AIを他の行政業務への応用も検討しております。

両CIO補佐官とともに町のDX推進を補佐する存在として、住民の利便性向上及び職員の業務効率化に向けた取組に、専門的知見に基づいた助言、支援を受けており、今後も様々な分野での横断的なDXによる変化が促されることを期待しております。

そして、今年度中には、全庁的なDXビジョンとなるDX推進計画を策定し、その計画に諮り、来年度以降も国や県の補助金などを積極的に活用したDX施策を推進し、将来にわたって住民の皆様、そして役場で働く職員も便利になったと実感できるよう取り組んでまいります。

その中で、職員のやりがいを高める方策についてであります。持続可能で質の高い行政サービスを提供していくため、職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりが重要であると考えています。

これまで、職員の声を傾聴するとともに、窓口体験調査などを通じて、職場環境や業務体制に関する課題の洗い出しを行ってまいりました。この結果、働きやすさの確保、業務の効率化、ハラスメント防止といった観点での改善が必要であることが明らかになりました。このような課題に対して、次のように具体的な対策を講じています。

1. 健康で働きやすい職場環境の整備。

まず、職員が心身ともに健康で、心にゆとりを持って業務に取り組める職場環境の実現が不

可欠であると考えています。そのため、職員はもちろん、家族との時間も大切にできるよう、ワーク・ライフ・バランスの充実や職員同士の情報共有、コミュニケーションの促進に取り組んでまいります。

具体的には、時間外勤務の削減が喫緊の課題であるため、窓口対応に伴う準備作業や事務処理を可能な限り勤務時間内に完結させる体制の構築と、職員間において業務改善に向けて意見交換ができる時間を確保するため、窓口業務の効率化を図ります。

先月実施した窓口体験調査でも、職員に余裕があることが住民対応の質につながるとの声が寄せられたことを踏まえ、開庁時間短縮の導入について、住民サービスへの検討も勘案しつつ、来年度からの実施に向けて検討してまいります。

2つ、職員が能力を最大限に発揮できる体制づくり。

職員の適性に応じた配置や適正化や柔軟な人員体制の整備を進めていくことで、業務の効率化を図ってまいります。まずは、職員が住民対応や企画立案などの効率的な業務へ集中することができるとともに、業務遂行における柔軟性やスピード感を持って住民サービスの向上を図るため、職員の負担を軽減すべく、会計年度任用職員が担う放課後児童クラブ指導員や施設管理などを伴う労務管理業務について、来年度からの包括的な業務委託の導入を検討しているところであります。

3つ目、DX推進による事務の効率化。

現在、庁舎内会議においては、事務の効率化や資源の削減を目的にペーパーレス化を積極的に進めております。今後、これまで紙で行った申請報告などの業務や議会資料などにつきましても、先に答弁しましたDX推進計画に諮り、可能な限り電子化、自動化し、業務時間の短縮と生産性の向上を目指します。

4つ目、ハラスメントのない安心して働ける職場づくり。

ハラスメント防止についても、重要な労働環境改善の一環と位置づけておりますので、定期的な研修の実施や相談しやすい体制づくりなどに取り組み、職員が安心して働ける環境づくりを進めてまいります。

今後、働き方改革の推進に当たっては、職員の意見も聞きながら、引き続き課題の洗い出しを進め、労働環境の改善とともに、職員の定着や人材確保の観点も踏まえた持続可能な職場づくりを進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、DX施策の円滑な推進に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

[6番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございます。

かなり力の籠もった御答弁をいただきました。聞いていただけてかなり先は明るいかたと、すぐく力が入った政策なんだなということを思いました。

その中で、二、三ちょこっと気になるところで御質問させていただきます。

答弁の中にもありました、まさに火葬場の予約であったりとか、そのほか電話対応ですごく大変なところがあるというようなどころにおいてのことですが、やはり私もそれは思っておったことで、予約といいますと、例えば二、三年前、コロナ禍でいうと、コロナの予約等を町民の方がたくさんやっていたいて、きちんとした予約管理ができていたと思います。

そういう意味をもってすれば、やはり予約システムという大きな考え方というよりも、もう町民の人たちもそういうところで慣れてきているところもある一部だとは思いますが、まさに予約という部分もそうですが、火葬場の今予約状況が分かるだけでも、それでも十分できることかなというところは以前から私も思っておったところでもあります。

そういうところも含めて、今もう既に動き始めているということをお聞きしましたので、その辺りは十分進めていただきたいなというところで思います。

その中で一つですが、皆さん御存じの、先ほど答弁もありますが、LINEなんかはすごく使いやすく変わってきていると。そういう中で、今の答弁でありましたけれども、実際私も仕事柄、質問されることが非常に多くなっている案件ではあります。

そこで、このLINEのシステム更新ですね、これを個人でやっていただかなくてはいけない状況になっています。そこを何か勉強会とか町として町民の人たちにそれをやる、そんなに難しくないとと思うんですけど、それをやってもらうために何か考えられているということがあれば、またする必要があるかどうかということも含めて一つお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうからLINEのリニューアルに伴って、操作、設定変更、それについての周知方法等について御説明のほうさせていただきます。

現状ですけれども、個人のほうで対応していただくということで、広報しかりLINEに御案内させていただいて、設定変更等をこういった形でやってくださいということで、ちょっと丁寧に説明のほうさせていただいておるところです。

高齢者等につきましては、やっぱりちょっと非常に難しいかなというところもありますけれども、この10月からまた高齢者に向けたスマホ教室、こちらのほうも町の会場で開催させていただきます。そちらの場において、こういったLINEの設定のまた御説明等もさせていただければというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。そのようなことをやっていただけるということで、非常にありがたく思います。

やはり広報なんかを見ていまして、本当に詳しくきちっと書いてあるなというのは私も見て分かりました。逆に分からない人にとっていうと、あのものを読んで逆に怖くなっちゃっている。これをやらなくちゃいけないから今度は届かないのかなということで、怖くなっちゃっているぐらいの方が数人見えているような気がしました。

その中で、今そのような教室というんですか、そういうのをやっていただけるということで、本当に安心できるのかなというところはやはり思うところです。それはありがたいなと思っております。

先ほどの答弁にもありました、ほかの議員の方もよく言われている生成A I的なことも含めてですけど、どんどんこの生成A Iの世界というか内容というかは、私たちが使っていてもびっくりするぐらいすごいものがどんどん今世の中に出てきていますね。

当初出た時点のときでいうと、あんなの使っておったらとかという声が聞こえてきたりとか、例えば子どもなんかにあんな使わせたら何も勉強せえへんよとかというような人が見えたりとか、そういうときもありましたが、本当に今の生成A Iというのはすごいものができてきております。

皆さんも使っておられる方は御存じだとは思いますが、例えばイラスト一つ、動画一つなどもA Iが作ってしまう、そういう機能もついておりますね。

やはりそういうところにおいていうと、例えば文字だけでは伝わらないこと、町民に向けての、例えば広報一つでもそうですが、文字だけではなかなか伝わらないようなこと。また、世の中動画がすごく今はやっておりますけれど、そういう動画で見ればすごく分かりやすいようなことというのを、今まで自分たちで作らなくちゃいけないとか、業者に任せなくてはいけないとか、そういうお金がかかったり、時間がかかったり、知識が必要だったりすることも、今の生成A Iが作ってくれたりすることもできていますよね。

なので、そういうところなんかは上手に本当に使っていて、町民に何か伝えるようなときなんかでも、そういうので作った動画やイラストなんかを使われるというような使い方ですか。そういうのも含めて、先ほどうまく使っていきたいということをおっしゃっていただいていたので、ぜひそういうところなんかでも使っていただけるといいかなと思いました。

その中で一つ、ガイドラインを作られて、今後それに沿ったということをお聞きいたしました。このガイドライン、非常に大事なことだなということを思った中で、若干懸念したところでいくと、今も言いました生成A Iの時代もそうですけれども、日々物すごく変わるじゃないですか、この時代がね。なので、去年作ったガイドラインがもう今年は合わないよとか、そういうことも若干出てくる気がするんですね。そういうところも含めて、例えば更新をかなり頻

繁に行うガイドラインにされるとか、そういうことも含めて何かお考えがあればちょっとお聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） DXいわゆるICTというのは、特にAIの分野においてはまだスタートしたばかりで、これからいろんな問題が出てくると思います。

実際、今、例えばSNS上でも、いわゆるフェイク画像というのが広まって、これは災害時に人々に誤った情報を与えてしまうとか、あるいは誹謗中傷に使ってしまうという事案も起きているというふうに聞いています。

こういったことを防ぐためにも、常に社会情勢もにらみながら、また技術の進捗に合わせながら、このガイドラインを柔軟に見直していくことが必要であるのは当然のことです。その辺りはCIO補佐官も含め、そういった専門家の意見も踏まえながら、的確に、そして適時に対応していくつもりであります。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。

そのような柔軟なお考えを持っていただいているのであれば、安心かなというところは思います。

全体的なところになりますが、宿日直のこの考え方を既にもうある程度考えておいていただいているという御発言もいただきましたし、アドバイザーの使い方、使い方というか、勉強されて、今後かなりそれに対して勉強されて、今後どんどんと深めていくということもお聞きいたしました。

ぜひ我々議員としましても、今後も一緒になって進めていきたいと思っております。その都度、ある程度のラインでフィードバック等をしていただけると、また私たちも含めて考えていけるかなと思っておりますので、今後もまたよろしく願いいたします。

最後は要望というか、ところなんです、ペーパーレス化というところで、やはりタブレットであったりとか、先ほどの学校教育の部分もそうですし、職員等の部分もそうです。今回議会も、この決算議会ということでかなり厚い、今でいうと電話帳なんかかなり薄くなっていますので、電話帳に例えるのがおかしいぐらいの厚みにもなっておりますけれど、そんな決算書をいただいて議会を迎えておりますが、そういうものも、細かい話かもしれませんが、もう何百枚、何千枚という紙を使ってやっているのは、もう今時代に合っていないなということも少しも思っております。

我々議会としましても、やはり職員も、先ほど町長が答弁いただきましたが、そのような方向性でということをおっしゃっておられましたので、我々議会もタブレット化ということも含

めて、今後やっていかななくてはいけないんじゃないかなということを思いましたので、ぜひ予算化等をお願いしたいと思います。

要望として終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

5番 關谷樹弘議員。

○5番（關谷樹弘君） 質問させていただく前に、今も話がありましたが、このたび笠松町の公式LINEで登録者が地域を選択でき、福祉や子育て、ごみ収集日や資源回収日など欲しい情報を受信できるよう設定機能が追加されました。既に登録された方からとても便利になったとのお声をいただいております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、1つ目、笠松町役場の働き方改革について。

2つ目、子育てしやすいまちづくりについて。

3つ目、資源回収当番について。

以上につきまして質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず初めは、笠松町役場の働き方改革について質問をさせていただきます。

この質問は、昨年年第3回定例会に続いての2回目の質問となります。

笠松町役場の職員の皆さんは、笠松にお住まいの皆さんが、子育てや福祉をはじめとする相談への対応やサービスを提供するなど、住みよいまちづくりのために働いてくださっています。町民の皆さんが本庁舎や福祉健康センター、交流センターなどの各部署に訪れたときに、優しく対応していただけると、皆さん安心され喜ばれていることと思います。

しかし、昨今のように業務が多様化し、また職員数が制限される中で、業務の軽減や改善がされていかないと、進めていくモチベーションを維持することは難しいと推察されます。

そこで、働き方改革について、兵庫県のホームページにて次のような事柄がありました。

職員の意識改革、職場風土の醸成。1. 職員のモチベーション向上と風通しのよい組織づくりを推進するため、エンゲージメントの調査結果に基づいた組織改善を推進するとあります。

エンゲージメントとは、組織に対する信頼感、貢献意識のことで、調査を年2回定期的に実施し、その結果を適切にフィードバックするため、調査結果に基づき組織別にアクションプランを策定し、職員のエンゲージメントの改善を継続的に実施するのだそうです。

兵庫県が公表したエンゲージメントスコア、いわゆる職場に対する愛着度は、令和6年度実績で47.2%、目標値として、令和7年度に50.5%、令和8年度は53.5%と設定されています。

組織的な取組を推進する体制や仕組みの構築もなされ、調査結果を基に所属ごとにアクションプランを策定し、職員一人一人が自身の働く環境をよくする意識を持って改善を推進されているとありました。

そこで、町長にお尋ねします。

一般社会でも職場それぞれに労働条件通知書などを策定しているのですが、笠松町でも新しい働き方推進プランの策定を御検討いただき、先ほども取り上げられていましたが、職員による宿直業務を外部委託するなど、快適に働いていただけるよう、またそういったことが笠松町役場は働きやすそうと、新しい職員確保につながるのではないかと思われますが、いかがでしょうか。町長の御意見をお聞かせください。

続きまして2つ目の質問、子育てしやすいまちづくりについて質問させていただきます。

現在、笠松町内の3つの小学校それぞれに開設されている放課後児童クラブは、保護者が就労などにより学校から帰ってきても家庭にいないなど適切な監護が受けられない児童に対し、家庭に代わるサードプレイス、いわゆる第3の場を確保し、適切な遊びや集団行動、生活指導を通じ、児童の健全育成を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりを進めることを目的として開設されています。

笠松町では現在、通常の授業日では小学1年生から4年生の児童の皆さんが御利用されていますが、この中で送迎は親でなければならないとされているようで、例えばスイミングスクールのお迎えバスが来ても引き渡せないとのことで、御利用されている保護者の方々から業者のお迎えでの引渡しを可能にしてほしいとの御要望をいただいております。

また、とある業者からは、児童クラブ制度が始まってからそれまでいた利用者が7割減った。お迎えにも行けなかったら死活問題だとの御意見もいただいております。

そこで町長にお伺いします。

少子化と言われる昨今で、安心して子育てできることが、先々さらに子どもを産み育てようという意思につながると思われます。先ほどの放課後児童クラブへの習い事業者のお迎えも、お隣の岐阜市では校区により可能となっているとお聞きしています。業者が迎えに来て引き渡され、瞬間の利用者が多少減れば、児童クラブの先生たちも残っている生徒をよりきめ細かく見ることができるのではないのでしょうか。

笠松町がより一層子育てしやすい町と言われるためにも、この児童クラブへの送迎、さらには夏休みなどの長期休暇中に児童クラブへの業者により送っていただくことも可能にしていくことができないのでしょうか。

さらに、松枝小学校のように、お迎えのバスが止められないという状況もありますので、今後取り壊される予定の南体育館跡地に第2児童クラブを開設され、お迎えが可能となる方策はいかがでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

続きまして3つ目の質問、資源回収当番について質問させていただきます。

平成16年度に始まったとされる町内会のごみステーションでの資源回収当番制度、現在はほとんど全ての町内会にて月2回持ち回り当番制などで運営されています。

しかし、1年を通じて雨風の強い日や雪の日などの当番、そして幅広い年齢層から、特に80代の方が当番に立つことが負担に感じるとの御意見をいただいております。

この資源当番が町内会に入っているから受けなければならないというのも負担となっており、高齢者の方が町内会から脱退する例も少なくないとお聞きしております。

さらには、町内会を脱退したら災害時に助けに行かないよと言われた事例もあるようで、町内会の在り方が本末転倒となっているように思われます。

そこで、町長にお伺いします。

この資源回収当番につきましては、町内会ごとにルールを設定すればよいとは思いますが、大半の町内会では、笠松町が月2回の当番制、午前8時まで当番は立つことを決めたのだから、改善策は笠松町が示してほしい。何か意見をすることも意見は総会で言えと言われ、言うにも大変なのに、言ったとしても結局は何年も変わらずにいるとのことなのです。

例えばですが、当番で立つのは午前7時半まででよいとか、80歳以上の方や園児・小学校低学年のお子さんをお持ちの方は、当番を免除してもよいなどの緩和策を幾つか御提示されるのはいかがでしょうか。町長の御意見をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わりとさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんの御質問、まず1点目、町役場の働き方改革についてお答え申し上げます。

職員の働き方の推進につきましては、住民サービスの継続及び持続可能な笠松町を目指すため、第6次総合計画の効果的な行政運営の推進において、DXの推進による業務の効率化や第5次定員適正化計画においては、職員一人一人の質の向上により効率的な行政運営について方向性を定めております。

また、笠松町次世代育成支援女性活躍推進計画においては、一人一人の職員が個性と能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場の環境を図ることを目的に、育児休業などを取得しやすい環境の整備、時間外勤務の削減、年次休暇の取得の推進など、働きやすい職場環境づくりを目指すための具体的な内容が記載されており、その取組の実施について把握しているところであります。

議員御提案の新しい働き方推進プランにつきましては、これらの計画において網羅されていますので、策定する予定はありません。

なお、今後の職場環境の変化に対しては、計画の見直しを行うなど、柔軟に対応をしてまいります。

宿直業務の見直しにつきましては、間宮議員の一般質問において答弁しましたように、職員

の労働環境の改善として、今後も職員の声を聞きながら進めてまいります。

2つ目、子育てしやすいまちづくりについてのお尋ねであります。

放課後クラブの御質問の1点目、事業者による児童の送迎のお答えとしましては、児童クラブの利用申込みの際、保護者による送迎を原則とさせていただきます。その理由としましては、放課後児童クラブの入所者は増加しており、児童を受け持つ職員1人当たりの負担は大きくなっております。

また、職員増員の募集を行っても応募が非常に少なく、そのため人材派遣などにより職員を確保し、運営しているのが現状であります。

このような運営状況の中で、保護者以外の送迎の事務が加わると仮定すると、入退所する際の児童の行き先の確認、迎えが来る時間における児童の招集、点呼、迎えに来た事業者の確認などの事務が加わることになり、さらなる職員の事務の負担の増加、ひいては指導員の目が児童に行き届かない時間が増えることとなります。

放課後児童クラブの保護者以外の送迎に関しましては、關谷議員の御質問のほか、児童クラブを利用している保護者様からも同様の御要望を受けているところであります。このようなニーズに対応し、かつ職員の負担を軽減するため、間宮議員にも答弁いたしましたように、情報技術を活用し、質の高いサービスを提供するよう、民間の力も取り入れた運営方法を検討しているところであります。

2点目の安心して子育てできるよう児童クラブへの業者のお迎えを検討できないかについてであります。1点目の保護者以外の送迎でお答えしましたように、人的な課題が多い状況であり、加えて南体育館の跡地利用も決まっていない状況でありますので、現時点において新たな児童クラブを建設するというような考えはございません。

3つ目の資源回収当番についてのお尋ねであります。

各町内で実施いただいている資源ごみ集積当番の負担軽減につきましては、昨年度、春日東陽常盤町、円城寺において準備と片づけのみを行い、当番の負担を軽減する実証実験を行い、その結果を昨年度の町政懇談会において各町内会長へお伝えしております。

また、これまでも個別に御相談があった際には、交流センターに近い資源ごみ集積所では、缶や瓶などの収集を廃止していることや、立会い時間の短縮など、各町内会の判断により柔軟に対応いただいていることをお伝えさせていただいております。

町内会は自主的、自律的な団体であり、資源ごみ集積所の当番は地域コミュニティーの場となっているとのお話も聞いておりますので、町から改善策を一概に決めることは好ましくないと考えております。

町では、実証実験の結果や課題、独自の取組を行っている町内会の情報を把握しておりますので、担当課まで御相談いただけましたら、一緒になって対応策を考えさせていただきますが、

最終的には町内会が実情に合った手法を御判断いただけるものと認識しているところであり
ます。

以上で答弁を終わります。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

2つ目の質問、子育てしやすいまちづくりについて再質問させていただきます。

業者によるお迎えの可否についてはお答えいただいたんですが、業者へのお迎えの引渡し
が先生たちの業務の負担になっているというのは私も目の当たりにしまして、誰と誰と誰が
何々のお迎えがあるとか、そういうことが起こった場合に、誰は聞いていないよとか、誰は違
ったのかと、そういういろんな複雑なことが絡んでくるかと思しますので、本当に難しいとい
うのは重々承知しておりますが、そこで、近隣の市町ではどうされているかをちょっと尋ねて
みました。

すると、隣の岐阜市では、平日の児童クラブからの帰宅は例えば17時、午後5時前まで
であれば、保護者からの連絡があれば、児童は個々に退室ができる。17時、午後5時以降
は暗くなる季節もあるので、原則は保護者によりお迎えをしていただく。その5時以前5
時以降で対応を変えたのは、岐阜市でも保護者からの要望があり、改善をされてきたとあり
ました。

そういうこともありますので、業者にお迎えを引き渡すとか云々とかはなかなかちょっと
ピンポイント過ぎるので、例えば子どもたちが帰ることに対して、今の岐阜市のように5
時以前なら事前に保護者から連絡をいただければ、時間になったから誰々帰ってもいいよ
とか、そういうことの対応というのは今後対応策の一つとして検討していただくというの
はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

岐阜市さんのように児童を個々に退室できるような対応についてというお答えとしまし
ては、まず、放課後児童クラブの設置目的は、保護者が就労している間、児童の安全な居
場所を確保することが目的でございます。そのため、保護者様からの連絡によって分散退
所した場合、通学路を通る時間がばらばらとなること、そのため見守りの手が手薄にな
る可能性があります。

また、不審者との遭遇リスクの増加、また交通事故のリスクの増加等が想定されま
す。

このようなことから、保護者様の送迎をお願いしているところでございます。以上
です。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 御答弁ありがとうございました。

私も5時以前に帰る、帰宅するのが、児童個々にというのも、じゃあ道中で何か起こった場合に責任問題はどうかというのもちょっと心配しておりましたので、またそういったときにどうするかとか、もうちょっとさらに笠松モデルみたいな形で新しい児童クラブの在り方なんかをこれからまたいいふうに改善していただければと思います。

児童クラブに関しては以上とさせていただきます。

あともう1つが資源当番についてなんですけど、議員になって最初の1年間ぐらいは、あちらこちらの町内会のごみステーションさんを回らせていただいて、回ったときも見に来ましたなんて言い方をすると、なんやねと言われますので、お手伝いに参りましたということで、いろいろ手伝わせていただいて、やらせていただくと、じゃあ1つ困っていることを教えてあげるよという形で教えていただけたりするんですけど、やはりその中で困られていることが当番に対する負担であったり、例えばプラスチックごみ、容器、カップ麺の容器なんかでもですけど、これはちょっとまた以前の一般質問でもしたかと思うんですけど、容器の洗い方一つでも完璧にきれいに洗ってから集めている町内会があったり、いや、多少はいいよというふうで集めている町内会もあったりするんですけど、これはもちろん町内会さんが決めることではあるんですけど、ちょっとでも染みが残っていたらこれは駄目というふうで、一旦トレーに出して、全部チェックして、これちょっと汚れ残っているからあんたちょっと持って帰って洗い直して出しやあという感じでされているところもありまして。

いろいろ回らせていただくと、それぞれ違いが分かるんですけど、その方たちはその中でずっといらっしゃるので、自分たちのやり方がこうだというのはあるんですけども、実際その染み1つで持ち帰らされているというのもちょっと大変なのかなというのは、そのときに教えていただくと、違う町内会ではこういうやり方もされていますというのがあるんですけど、その資源当番のやり方について、こういうふうにしてくださいというのは、やはり町内会さんの活動ですので、町から言えないというのはごもっともなんですけど、例えば先ほど言いました東陽町ではもう無人でされているとか、あとは時間短縮とかされているところもありますので、例えばこういうやり方をされている町内会さんがありますというのを何かの形で御紹介していただくと、そういうやり方もあるのかとか、カップ麺の染み1つ残さずに出すというやつも、ちょっと自分たちのところは厳し過ぎだねというふうな形で話合いの機会が持てると思いますので、LINEなり広報か何かでこういうやり方もある、こういうやり方をされているという町内会がありますというのをちょっと御紹介いただくというのはどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども答弁しましたが、町政懇などを通しまして、町内会長さんには、

円城寺さんや春日東陽さんも含めた、そういう事例については説明しておりますし、またその際もそれぞれもしそういった相談とか改善策がお聞きになりたい、について御相談も担当課のほうで受け付けておりますので、いつでもどうぞというようなお話をさせてもらっております。

先ほど申し上げたように、当番の在り方というのは各町内会の考え方がありますし、また、カップ麺の染みで駄目だとか、そういうのは分別のほうなので、そこは切り分けて考えたほうが良いと思いますし、もう一回、ごみの分別の方法についてのQ&Aというものこれからしっかりとした、もう一回作成して、皆さんに、これはもう全ての町民の方、ごみを捨てられる方に共通することですので、そちらのほうはいろいろな機会を通じて改めてお伝えするべきだと思っておりますが、ただ、全体がそういう方法があるかどうかということは、責任者である町内会長さんやごみ推進委員さんの方々に、こういった機会を通じてやっていますので、これを一緒にたにするというのは、ちょっとかえって混乱を招くのではないかというふうには私は思っていますが、どうでしょうかということこちらの問いかけになりますが、と思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

カップ麺の染み1つもそうですね、こういう多少は残っていてもいいとかという御提案をいただくなり、例えば一つの町内会でも99%の方が染みあってもいいんじゃないのというふうな考えがあっても、1人が、1%が、いや、染み1つ残しちゃあかんとなると、やはりその町内会は染みは残さないというふうに、やっぱりどうしてもきつく言った人のルールになってしまっているという地域もあるようですので、そこを、そういうお声をいただいて届けるのが私たちの役目ではあるんですけど、届けたんですけど最終的には自分たちで考え尽くしてくださいということになると、逆に言えばそこは苦しいままということなので、じゃあこれはお伝えしたということで締めさせていただきます。

今回、3つの点について質問させていただきましたが、御答弁いただきまして、また笠松町がより住みよい町になるようにしていただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

2番 番有里議員。

○2番（番 有里君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

「馬のいる町」「アニメの舞台」としての笠松町のこれからについて、前回取り上げさせていただいた内容から一步踏み込んでお尋ねしたいと思います。

テレビアニメ、ウマ娘シンデレラグレイ第1クールの放映以来、アニメの聖地笠松は、国内

はもとより近隣の韓国、台湾、中国などアジア諸国、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ方面からの訪問客も増えてまいりました。

お買上げ金額1,000円ごとに配布されるトレーディングカードの効果もあり、地元菓子組合、飲食店、その他町内の店舗に多大な経済効果と活性化をもたらしており、国内外を問わず笠松町のよさを知っていただくよいきっかけになっていると思われまます。

前回は、名鉄電車とのコラボ企画、大手コンビニチェーンの独自の企画も活性化の一役を担っているかと思われまますが、来る10月より第2クールのテレビ放映が始まるとのこととお聞きいたしております。

そこで1つ目の質問です。

テレビ放映第2クール以降における町の活性化策はどのようにお考えでしょうか。

2つ目の質問は、「馬のいる町」ならではの地域活性化策として、町内の幼児を対象とした競走馬との触れ合い体験会についてお尋ねいたします。

現在行われている触れ合い体験会は、賭け事の対象としてのイメージが強い馬ではなく、昔から農業や物流など、私たち人間の人生のパートナーとして生活に寄り添ってきた馬たちのすばらしさを知り、人生に役立つ体験や教室では味わえない様々な学びを得ることを目的として開催されており、皆様から高い評価を得ております。

この体験会を町内のみならず近隣自治体の子どもたちや、対象とする年齢を小学生児童、中学生生徒まで広がる予定はありますでしょうか。

3つ目の質問は、地域の資源としての馬の活用についてお尋ねいたします。

岐阜アグリパーク構想に象徴されるように、江崎新知事が進める地域の特色を生かした活性化策が提唱されております。令和6年度より始まった馬を2人引きとするための騎乗員の配置など、スタッフの増員が望まれておりますが、競走馬を抱える町として厩務員や調教師、調教助手など馬に関係する職務に携わる人材の確保や育成は、競馬場だけでなく、今後の町の活性化に欠かせないものとなるのではないのでしょうか。

地域の特色を生かした活性化策として、これらの職業を知ってもらう、身近に感じてもらうための見学会や体験会を競馬組合に働きかけていってはどうかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 番議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 番議員さんからの御質問、「馬のいる町」「アニメの舞台」として、笠松町のこれからのについての御質問に対する答弁をさせていただきます。

本町においてはアニメ、ウマ娘シンデレラグレイ第1クールの放送を契機に、国内外から数

多くのファンが訪れ、町内経済や地域の活性化に極めて大きな効果をもたらしております。

具体的には、舞台探訪マップは4月26日の配布開始から僅か2週間で2万枚が配布完了し、また町内店舗でも購入特典として配布したトレーディングカードも同じく2週間で1万枚が配布完了し、追加した1万枚も8月中旬には全て配布してしまい、現在はともに追加発注をしてお返し、非常に大きな反響をいただいております。

さらに、ふらっと笠松では等身大パネルの設置や窓ガラスにラッピングを施し、店内商品も競馬関係の品を充実させたことにより、4月から8月までの5か月間の販売金額が900万円以上と、昨年度比の4倍以上の実績となりました。

加えて、役場庁舎や中央交流センターの横断幕掲示、役場住民課前の特設コーナー、名鉄笠松駅構内のコラボ看板設置など、町全体で来訪者を迎える体制を整えた結果、現在も国内外を問わず多くのファンが訪れており、ふらっと笠松に設置しましたファンノートには、笠松に来られてよかった。また来たいです。など、笠松町に対する好印象の記述が数多く記されております。

また、岐阜県庁1階GALLERY GIFUのリニューアル企画第1弾に、「笠松町×アニメ、『ウマ娘シンデレラグレイ』」が抜てきされ、期間中は1万3,500人を超える方が来場し、これまでに比べて約2.7倍の集客、県外の若い世代に大きな反響があったとの報告があり、笠松町の取組が県にも深く認識されたものと考えております。

こうした第1弾コラボの成果を踏まえ、今後予定されております第2クール of 放映は、本町にとってさらなる発信の好機であると捉えております。

関係団体や事業者と協力しながら、町の魅力を広く発信し、地域のにぎわいや経済効果の一層の拡大につなげてまいります。

続きまして、幼児対象の競走馬との触れ合い体験会の拡大についてでございますが、本町では、競走馬と人との歴史的、文化的な関わりやその魅力を次世代に伝えることを目的に、今年度より触れ合い体験学習を実施しております。議員がおっしゃるとおり、関係者からは高い評価をいただいております、教育的な価値も高いものと考えております。

対象年齢の拡大や近隣自治体との連携につきましては、実施に当たり安全管理や受入れ体制、人員配置などの課題もあり、直ちに拡大することは難しい面もございます。しかしながら、子どもたちの郷土への理解を深めるふるさと教育として、またホースセラピーが生み出す情操効果として、地域の交流促進としてといった観点から、笠松競馬が果たす役割は大きいと考えておりますので、今後は関係者の御意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

特に、ふれあい体験の場の提供にあっては、馬主の皆様や調教師、競馬組合の御理解と御協力が不可欠であります。町といたしましては、こうした関係団体と丁寧に意見交換を行いながら、可能な形で対象の拡大や内容の充実を図れるよう努めてまいります。

3番目の地域の特色を生かした活性化政策についてであります。

笠松町は競走馬と深い縁を有する地域であり、笠松競馬場は本町にとっても一番の観光資源であると捉えています。厩務員や調教師など馬に関わる職業が地域の特色を形づくっていることは町の大きな財産であり、これを広く発信していくことは本町の活性化に資するものであると考えております。

こうした観点から、町では、昨年度よりロケツーリズム協議会に加入して、映像制作会社に直接本町をPRする機会を得ております。将来的には、競馬場や厩舎で働く方々の姿や、馬と人との関わりの実情を広く知っていただける映像作品の題材として売り込んでいくことも町の魅力発信の有効な手段と捉えております。

早速、この11月に開催されるロケツーリズム協会マッチング大会にて、厩舎関係について情報提供ができるよう、各種資料の制作を進めてまいりたいと考えております。

議員御提案の見学会や体験会の開催につきましても、競馬組合や関係機関に働きかけを行いながら、その実現可能性について協議を進めてまいります。

こうした取組を通じて、町の特色である馬を生かした魅力発信を進めるとともに、将来にわたる人材確保にもつなげてまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁を終わります。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） ただいま町長より、大変前向きな答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、ふらっと笠松で随分とお客さんの様子ですとか売上げの状況とかを見守ってはおりましたが、特にトレーディングカードがコラボ企画として登場してからは、やはり前年度のふらっと笠松の売上げに対して411%という驚異的な売上げを記録しておりますので。それから、今の状態では第2クールは中央競馬のほうに出ていってしまったからのお話だと伺っておりますが、また新しい企画などを楽しみにしておりますので、そちらもよろしくお願ひしたいと思います。

それに加えて、やはり仮装の宴なので、例えばオグリキャップの格好をして一生懸命走ってくださる皆さんとか、どて煮杯などの協賛レースを企画してくださっている皆さんがおりますので、そういった方が町の魅力をこれからPRしていつてくれるのではないかなと思いますけれども、そちらも期待したいと思います。

それから、2番目の幼児対象の競走馬との触れ合い会なんですが、こちらは私も少し体験はしましたけれども、やはりこれを例えば障がいを持つお子さんとか、ちょっと心を病んだ方の対象のセラピーにつなげていくということになりますと、やはり専門の心療内科医さんとか臨

床心理士さんとか、そういった人手が大変かかってくるでしょうから、すぐには申しませんけれども、こういったことはやっぱり馬がいるからこそできるという、笠松だからこそできるということで、これからも続けていっていただきたいと思います。

アグリパークに乗せるという3つ目の地域の特色を生かした活性化策についてなんですが、ロケツーリズムということで、ロケツーリズムのほうになりますとやはり映画なんかで実際の厩務員の仕事ですとか、調教師さんの大変な仕事ですとか、そういうことが非常に世の中に出ていくことになるかと思いますが、こちらでも期待したいと思います。

体験会や見学会ということもちょっと前向きに検討いただけるということなので、こちらでも期待したいと思います。

私からは、先日、武藤容治事務所の野村政策秘書から伺った話として、皆さんの勉強会の中でもお話があったと思うんですけども、地方創生2.0の基本構想というのがありまして、そちらのほうで地方創生交付金というのが、大体国全体で1,000億を組んでおるということを聞いております。これは大体一県頭にすると約30億ということになるんだそうですが、こちらの予算というのは私もいろいろな懇談会とかで、野田事務所さんとかそういったところの秘書さんからも確認をしましたが、やはりこちらから、例えば与えられた、決まり切ったことを決まり切ったように政策としてやってくださいという予算ではなくて、こちらから例えば何をやりたいから、どれだけの予算をくださいというふうに提案型でないとなかなか受け入れていただけないということで話を聞いております。

そこで、先ほどの話に戻るんですが、やはりファンの中にも非常に熱心なファンの方とか、笠松の魅力をどんどん発信してくれそうな方、そういった方にぜひ予算を取れるような施策ってないものかなとちょっと考えてるんですが、町長のほうはいかがお考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

先ほど来、今回はウマ娘シングル関連のお話ですが、例えば今、最近、議員も既に御確認だと思いますが、コスプレイヤーさん、レイヤーさんが非常にたくさんいらっしゃっていて、いらっしゃるだけでなく、地元の飲食店に来ていただいたり、SNSで笠松町や笠松競馬の魅力を積極的に発信していただいて、それが相乗効果になって、先般も8月12日だったかな、TBSのマツコの知らない世界で大々的に、尺が長い笠松競馬場や、また笠松町の飲食店等も紹介していただいて、これまた大きな反響を呼んだということで、こういったことでこういう人たちがさらに喜んでいただけるような事業とか催しを、こういった地方創生交付金で使えないかどうか、ちょっとこれはまたこれから検討していかなければなりませんし、また、今のシングル以外にも笠松競馬の魅力というのは、交付金に限らず民間の事業者さんとコラボしつつ、また今ちょっと関係を持っているCygamesとも相談しつつ、せっかくの千載一遇の好機ですので、

これが末永くさらに広がっていくように取り組んでいくことも、笠松町の魅力発信の大きな役割というか、仕事だと思っておりますので、また皆さんから意見もいただきながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 町長、御答弁ありがとうございました。

笠松町だけではなくて、外からの方が今までと違って増えて、笠松町自体の流れが変わったということも非常によいことだと思いますし、交付金だけにとどまらず、やはり笠松町を取り巻く県の環境ですとか、例えば国のほうの予算の環境ですとか、そういったことが著しく今までとは全然違うんだということを思って、私たちもこれからも貢献できるように頑張りたいと思いますので、またよろしくお願いします。

それから、もう一つなんですけれども、やはりこれだけ観光客の方が増えてきますと、やはり今までずっと前にもやられていたようなんですが、レンタサイクルですとか、例えば自分たちの手荷物を預かるところが欲しいとか、そういった意見をちよくちよく耳にすることもございます。

コスプレイヤーさんに、お金を使うかどうかは別として、やはりそういった観光施設のところにもやはり助成金って使えると思うので、そういったことも重ねてお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わりますが、丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、2時45分まで休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時45分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

4番 高橋伸治議員。

○4番（高橋伸治君） 議長さんに発言の了承いただきましたので、発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、笠松町のごみ行政について質問させていただきます。

笠松町のごみの有料化は令和3年10月から始まり、約4年が経過しようとしております。この時期、私の町内では大きな変化が起きております。それは、ごみ有料化に伴い、町民の資源ごみ分別意識の向上と交流センターでの分別ごみの収集場所の設置と、それから収集時間が9時から17時が非常に大きな役割を果たしています。町内が小学校や交流センターに近くにある点が大きな影響を与えているのは事実であります。それは私も何年も前から実施しております

が、小学校では新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、アルミ缶の収集が時間制限なく年間できるということであります。そして、月2回の資源ごみ回収の立会い、現在4人で対応しておりますが、町内会の役員会で廃止が相談をされ、1回廃止が9月1日から実施されることになりました。これは民間の無料回収施設があるものの、町民の分別意識が定着したことにほかなりません。

一方、町の歳出予算に占めますごみの収集処分事業費の割合は、令和元年度5億6,500万円余り、令和2年度が5億8,700万円余り、令和3年度は6億6,500万円余り、令和4年度が5億7,000万円余り、それから令和5年度が5億8,000万円余りとなっております。ごみの有料化が始まった令和3年度は駆け込み廃棄があり多少多いものの、最近5年間は5億数千万円で推移をしている状況であります。

そこでお尋ねします。

町全体の分別収集が進んでいると思いますが、結果として週2回の収集の可燃ごみは本当に減量しているのか、数字でお示しをください。

また、新しい焼却場が令和9年4月に完成に近いということから、今後どのように考えておられるか、お聞かせをください。

次に、令和7年第2回定例会6月議会での提案説明において、突然、塵芥処理費の中の役務費で指定ごみ袋の販売手数料ということで112万円余りが計上されました。副町長さんの提案説明によりますと、これは町民の皆さんが身近な店舗で指定ごみ袋を購入できるよう、また新規登録取扱店の確保、登録廃止の抑制を図るため、今回、取扱店の皆様に対しまして、指定ごみ袋の販売手数料を支払わせていただくことにするものでございます。なお、販売手数料につきましては、販売金額の5%に消費税を加えた価格といたしまして、10月の納品分から対象とさせていただきますと説明がありました。これは、町の今までの方針を180度変えて、販売手数料等を販売店に支払うことにしたと言うべきではないでしょうか。

そこでお尋ねをします。

どうして販売手数料を支払うことになったのか、説明を求めるものであります。

また、私の周囲では、本来、ごみ処理費は町の負担すべきなので、笠松町のごみ袋は高過ぎると言われる方がおられます。これはごみ袋の本体の代金にごみ処理費の一部を含めて45リットル袋につきましては1枚50円となっていると説明をしておりますが、近隣市町の岐阜圏域のごみ袋価格についてどのようになっているか。羽島市、瑞穂市、北方町、岐南町、岐阜市についてお知らせをください。

次に、笠松町指定ごみ袋販売等管理業務委託についてお尋ねをいたします。

笠松町商工会と委託契約を締結しておられ、令和7年度は委託金額210万円、19万2,500円、これは1か月当たりですが、という契約になっております。

また、令和6年度に指定ごみ袋購入実績のある26店舗の販売実績は1万1,000円から650万円余りと幅になっており、総額は3,717万5,000円となっております。しかも、10万円以下の店舗が7店舗ございます。これを販売手数料で見ますと、総額で200万円余りとなります。

令和7年度に指定ごみ袋の購入実績のある販売店舗は、現在のところ22店舗となっており、前年に比べ4店舗の減となっております。

大口小口の注文の切り分けは、1回の注文が3箱以上は大口で、製造会社から配送されます。1回の注文が3箱未満の場合は小口で、商工会で受け取りとなっております。1箱といえますのは、可燃ごみ45リットルにつきましては10枚入り40セット、金額にしますと2万円、20リットルにつきましては20枚入り30セット、1万8,000円、不燃ごみ45リットル5枚入り40セット、4万円ということが1箱ということでございます。

令和7年7月改定の笠松町役場作成の笠松町指定ごみ袋取扱店の手引書によりますと、笠松町指定ごみ袋の注文書では、支払いは振込、口座振替となっております、またこの支払い納付方法では口座振替、口座振替手数料は商工会の負担、振込納付につきましては振込にかかる手数料は各自負担となっております。

大口小口の販売店が平等に扱われていない点があると思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねをします。

これで第1回の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの御質問、笠松町ごみ行政について、まず可燃ごみの減量状況についてであります。岐阜市境川にありましたごみ焼却施設が平成28年3月に稼働を停止し、県外の民間施設へのごみ搬出が始まったことから、当町では早くからごみの減量の必要性に迫られ、ごみの有料化をはじめ資源分別への各種施策や啓発に取り組んできたところであります。

家庭系可燃ごみの収集量の推移につきましては、令和2年度が3,630トン、令和3年度が3,371トン、令和4年度3,067トン、令和5年度2,940トン、令和6年度2,836トンであります。有料化前の令和2年度と令和6年度との収集実績を比較しますと、3,630トンから2,836トンへ21.87%の減となっております。有料化による減量割合につきましては、環境省が作成している一般廃棄物処理有料化の手引によりますと、当町の指定ごみ袋の価格である45リットル当たり50円とした場合、平均で約20%の排出抑制率となることが示されております。

また、有料化後、一定期間を過ぎますと、リバウンド現象により排出抑制率が下がる傾向も示されておりますが、当町においては、平均を上回る排出抑制率を達成しているとともに、現在のところリバウンド現象も見られておりません。これは、ごみ処理の有料化により、皆さん

の資源ごみへの分別意識が向上したことに加え、町民の皆さんが可燃ごみの減量に継続して御協力をいただいているものと認識しており、大変感謝しているところであります。

また、その他の要因としましては、令和3年4月に各交流センターに設置いたしました資源ごみ回収所の運用や緑ごみの回収を、月2回の実施から毎週木曜日から土曜日への運用の見直しを行うなど、町民の利便性を向上させたことも影響しているものと考えております。

次に、新しい焼却場についてであります。令和9年4月から羽島市平方地区において次期ごみ処理施設の稼働が予定されており、稼働施設後には施設の運営費負担金として約1億2,000万円の支払いや、建設に伴う起債の元金償還が始まります。現在は、構成市町の可燃ごみ計画搬入量により、構成市町の負担割合を固定し、建設に要する費用を負担しておりますが、令和9年度以降は、可燃ごみ搬入実績により、過去に遡り負担金の精算も行われるなど、稼働後の次期ごみ処理施設への搬入量が、今後の岐阜羽島衛生施設組合の負担金算定に直結してまいります。

こうしたことから、ごみの減量化、資源化は最重要課題として取り組む必要があります。排出された可燃ごみを分析いたしますと、紙類や台所から出る生ごみの重さが全体の7割強を占めており、これまでごみの減量化に取り組んでいなかった皆さんにも、古紙類の分別、生ごみの水をよく切って出すなどのごみの減量化を理解していただき、取り組んでいただけるよう、これまで以上に幅広く啓発を実施し、組合への負担金軽減につなげていくことが重要であります。

また、組合への負担金算定には、家庭系に加え、事業系可燃ごみも含まれることから、平成31年4月に有料化を実施し、事業系可燃ごみの抑制を図っております。有料化前の平成30年の収集量2,575トンから、2年後の令和2年度には収集量2,306トンと10.45%減少したものの、令和6年度には2,343トンと緩やかにリバウンドしております。事業系可燃ごみは事業活動に伴って廃止されることから、一概にごみ減量に取り組めない点もありますが、事業系可燃ごみ抑制も急務であると考えており、その手法として事業系一般廃棄物処理手数料の見直しも有効であると考えております。

続きまして、販売手数料を支払う経緯についてであります。販売手数料につきましては、田島議員の質問にも答弁いたしましたが、近年、キャッシュレス決済の普及により、取扱店においてクレジットカードなどの決済手数料の負担が増えており、また町政懇談会においても指定ごみ袋のサイズの追加や取扱店への販売手数料の支払いへの御要望が寄せられており、取扱店廃止の抑制や新規登録店の確保の観点から、販売手数料の導入を検討してまいりました。

こうした中、地方自治法の一部改正に伴い、町民から公金である指定ごみ袋の代金を取扱うに当たり、適切かつ確実に遂行できるものとして、町が指定を行う指定交金事務取扱者制度が創設され、これまで登録いただいていた取扱店においても、指定公金事務取扱者制度に登録し、

今年度末までに町の指定を受ける必要が生じたことから、この手続の期間に合わせ、令和7年10月納品分から販売手数料の支払いを開始することを決定したところであります。

近隣市町の45リットル相当のごみ袋の価格についてお答えいたします。

岐阜市は、現在、有料化未実施であり、令和8年10月から有料化を実施予定であります。有料化後の指定ごみ袋の価格は1枚当たり50円であります。羽島市は指定ごみ袋の価格を決めておらず、処理手数料36円に、製造業者の製造価格と取扱店の販売利益を独自に上乗せして販売しております。岐南町は、現在は有料化ではなく指定ごみ袋制で1枚13.2円で販売しておりますが、令和8年4月から有料化実施予定であり、有料化後の指定ごみ袋の価格は1枚当たり50円であります。瑞穂市、北方町については、1枚当たり50円であります。

笠松町の指定ごみ袋は、近隣市町と比較いたしましても決して高額なものではございません。また、ごみ袋大1袋当たりの処理費に約500円の経費がかかっており、1割程度を受益者負担として皆様に御負担いただいているものでありますが、原材料や人件費などが高騰する中、指定のごみ袋の価格は当初の令和3年より据え置いており、住民の皆さんの負担が重くならないよう努めております。

次に、大口小口注文の販売店の平等に扱われていない点があるという御指摘であります。指定ごみ袋販売者等管理業務につきましては、笠松町商工会へ業務委託を行い、取扱店の募集のほか、商工会で販売する指定ごみ袋の在庫を管理、指定ごみ袋の納品、一般廃棄物処理手数料の徴収、町への管理報告などの業務を行っていただいております。取扱店には、指定ごみ袋の販売などを適切に行うこと以外に、在庫を切らすことのないよう常備するようお願いしております。

議員の御指摘のとおり、取扱店により指定ごみ袋の販売枚数に大きな差があり、販売枚数の少ない取扱店では、年数回の発注や1年以上発注のない取扱店もございます。

納品方法が不平等ではないかとの御質問ですが、大口注文では直接受け取りに出向かなくても、業者が直接店舗へ発送してくれるメリットもある反面、発注時期によっては納品までに最長1か月かかることから、常に一定数の在庫を確保しなければならないというデメリットもあります。

これに対し、比較的規模の小さい取扱店では、毎月の販売枚数が少なく在庫管理が難しいことから、発注の翌日には受け取ることが可能であり、また1箱単位ではなくセット単位でも購入することができる小回りの利く制度として、小口注文の制度を取り入れ運用してまいりました。

商工会の取扱いにつきましては、町が業務委託契約により指示しているものでありますので、この小口注文による商工会での受け取りが負担である、箱が重くて運ぶことができないなどの理由から、取扱店の廃止を検討している、または新規登録をためらっているなどのお話がある

のであれば、契約内容を見直し、改善に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 詳細にわたりまして御答弁ありがとうございます。

家庭ごみのごみの収集量につきましては、今言われましたように、令和2年から令和6年度にかけて20%以上の減量となっておりますので、執行部の皆さんの方々でのPRと、それから住民の意識改革ということで成果が出ておるということでうれしく思っているところでございます。

それから、組合への負担金の軽減ということで、その要因として、例えば人口規模でその負担を決めるとか。今、今回ですとごみを出す量、排出量でということになりますので、これにつきましては人口よりも有料化をして減量化すると。ごみの収集量ですね、現在のような収集量が私は有効であるというふうに考えております。

そこで、特に今回お尋ねをしたいのは販売手数料の支払いですが、先ほど町政懇談会とかで意見が出るという話でございますが、そのほかに意見が出ておるようなところはないんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから、この指定ごみ袋の手数料に過去の質問実績について御答弁のほうをさせていただきます。

令和3年3月に長野議員のほうから、手数料のほうが必要でないかという御質問をいただいております。あと令和6年の3月の田島議員からの質問のほうにも、こちらの手数料についての御質問をいただいております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 私が希望した答弁と少し違ったんですが、先ほど町政懇談会ということが答弁の中にあっただんですが、そういうところに意見が出たときに、なぜ有料化したときに町長さんが胸を張って笠松のためにはお願いできないか、どういうんですか、支払手数料、販売手数料なしでお願いできないかということで、先方は最初はあかんというふうに御説明があったという記憶しておりますが、今になって払うということになったわけですね。突然決定なし。それは当時の町長の案が間違えておったということによろしいでしょうか。変えられたということですが。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 時代とともに環境が変化しますし、社会情勢も変化しますので、そのと

きはたしか、このごみ袋を置くことによって、ほかの買物の動機につながるということで判断してやっていただくということだったと記憶しています。それが先ほど田島議員さんにもお話があったように、いわゆるキャッシュレスですね、例えばP a y P a y、あとクレジットカード、議員も御承知のようにそこに手数料が発生します。あと、最近は物価高とか、あるいは人件費の高騰で非常に経営が苦しくなっているお店というか店舗がたくさんある中で、無料でそのスペースを置くということは、イコールそのお店の負担を強いられるという、実際そういう声も受けておりますし、また取扱店も数店減ってしまったということは、やはりそれは今この無料というやり方がもうすぐわなくなっているんじゃないかというような声も実際にいただいておりますので、結果的に間違っているといえれば間違っているかもしれませんが、全般的に見れば、時代の流れ、あるいは地域のお店ニーズに柔軟に対応したと、そういう評価もあってもいいんじゃないかというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 個人的には、販売手数料は当然いいと思うんです。といいますのは、有料化したときに、ほかの議員からそういう宣伝があるということがいろいろあったんです。あえてそれをなしにしてこちらでいきますとお願いする形で販売をするという話があったということが1点と、それから先ほども言いましたけど、町長の説明の中でそういう話は全然なく、突然こんなように決まったかのように、それが予算措置ということで、前触れもなかったというのが1つですね。そこら辺のところ突然どうなったのかということでお尋ねしたという経緯がございます。その点は了解しました。

それから、令和6年度のごみ袋の販売の実績ですが、先ほど26店舗ということで御説明をしたんですけれども、取りあえず10万円以下の店舗が7店舗、それから10万円から100万円が9店舗、それから100万円から400万円台が9店舗、500万円以上が1店舗ということで、非常にばらつきがあるということで、先ほど大口と小口については平等に扱われていないんじゃないかという質問をしたんですけど、どうしてかといいますと、大口については1日から15日に頼めば月末には入ると。15日から30日なら翌月15日までに入るという納品ができておるわけですが、小口については発注の6営業日に商工会でお渡しできますと書いてあるね、お渡しできますと。いいことを言っているんじゃない、取りに来いということですね。配達してあげると言っていない、取りに来いと言っている。それが私は不平等ではないかというふうに思うんですが、そこら辺のところ、笠松町としてどういう指導をしておられるかとお尋ねをしたい。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） こういう例え方があると思います。うちも以前飲食店をやっておりました。お弁当の配達をしていました。例えば1つでも配達するとガソリン代、人件費がかかりま

す。でも、例えば50個以上とか何万円以上だったらそれが相殺できる。これはビジネスの世界では当然のことです。小口の方は、これは申し訳ないんですけど、こちらのほうのこういう人件費、ガソリン代等も含めると、やはり取りに来ていただいたほうが、逆の意味では受け手側のほうとしては平等ではないかというふうに、売る側としてはという考えもありますし、先ほども答弁させていただきましたように、小口ですとすぐその場でお渡しできます。ただ、大口ですと、その製造元の都合等で時間がかかるということがありますので、メリット、デメリットそれぞれある。これがやはり世の中の仕組みではないかと思っております。

なので、どこに注目をするかによって当然考え方も意見も変わっていきますので、そこら辺りはなかなか難しい問題ではあるということは承知しております。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） それでは、考え方としては理解しました。

それから、商工会に委託をしておられるんですが、商工会の経理の手法ということで、現金を取扱わないというようなことが書いてあるんですが、口座振替の手数料は商工会負担と。現金で振り込まれる場合については個人負担ということで、商工会って裕福なんですね、結局、口座振替の手数料を払ってあげるということで。そこら辺のところはどのように考えておられるか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） 私のほうから、商工会の口座振替振込手数料の負担について御答弁をさせていただきます。

商工会さんのほうもやっぱり現金を事務所内で取り扱うというのは、いろんなリスクもございますので、できる限りそういった口座振替とか、そういった事務所内に現金を置かない方針で進められるという中で、口座振替につきましては金額が110円という安価な単価になっておりますので、そちらのほうは商工会の都合というところもありますので、その部分は商工会さんのほうで負担をしていただくということですが、振込手数料、銀行振込ですと630円とか急に金額が高額になってしまうので、そこは事業者様のちょっと御都合かなということもありますので、その部分は事業者様のほうで御負担していただくというお願いをしているところでございます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） ちょっと金額が110円と630円ということになりますので、口座振替をするということは、大量に毎月買うとかコンスタントに買うというようなことで、口座落としか口座振替でやられるところは大口だと思うんですね。だから通常の振込手数料でやられるとこ

ろについては、小規模なところじゃないかなと私は勝手に思っているんですけど。というのは、小口のところについては1年分買うことはできるんですよ。先ほど言ったように10万円以下の場合ですね、そういうものは1回か2回で買うんですけど、結局自分のところでストックしなきゃならない。3箱以上にしたくてもうちでためておかなきゃいかんということで、結局お金が死んでしまうということで、口座落としでなしに請求だけもらったというふうにするというふうに私は思ったもんですから、小口のところに正直冷たいんじゃないのか。大口だけ商工会で持つという。当然これは委託契約の231万円ですか、この辺りが入っていない経費で、商工会の経費で処理するということですね。それでよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） 私のほうから商工会の口座振替手数料等について御説明をさせていただきます。

商工会のこの委託契約の中に口座振替の110円の手数料は積算の中で含んでおるところでございます。こちらのほうも含んでの委託契約のほうになっております。

あと、小口大口での支払いの件ですけれども、事業者のほうで口座引き落とし、銀行振込というのは選べますので、小口なので振込しか駄目とか、そういったことは設定のほうはしておりませんので、そのほうは事業者のほうで選択していただければ、自分の払いやすい方式で支払っていただくというような形を取らせていただいております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） そうしますと、町と商工会が結んでおられる委託契約の中に手数料というのが含まれておると今言われたんですが、それで再度よろしいですか。

なぜかといいますと、これですね、環境経済課で作っているのは商工会のやつなんですね。これに笠松町の名前が出ておるわけ。先ほど言った口座振替にするか振込するかは選ぶことができるかと書いてあるんですね、この中に。これの7ページに書いてあるんですね。それでいいかどうかもう一度確認します。

○議長（伏屋隆男君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時26分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、商工会の販売手数料の口座振込についての御質問です。

こちらのほうは商工会の負担にて、口座振替手数料については負担として支払っているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） こちらの手引書の4ページに書いてあるのを確認したいだけなんですけど、そういうことで、口座振替については商工会が負担をしてもらい、それから振込の納付については個人が負担をするということだというふうに理解をします。

それから、委託契約の中に入っておるんですが、販売店の確保募集は商工会なのかなというふうになっているんですね。そうすると町は何をするかという、商工会でまとめた毎月の売上というんですか、総額を報告をもらって入金を確認するというだけなんですね。それでいいかどうか、ちょっと確認だけします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから商工会の委託内容について御説明のほうさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、在庫の管理もしておる、町のほうでも報告を受けて、トータル的な在庫の管理をさせていただいております。あと、取扱店の募集ですけれども、一応、契約のほうにはこちらのほう、委託契約内容のほうには商工会のほうでさせていただいておりますけれども、やはり商工会だけに任せるのではなくて、行政のほうも一緒になっているいろんな新規開拓等々には商工会とともに回っているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） それでは、ちょっと最後に質問ですが、商工会とのごみ袋販売等管理業務委託ですが、先ほども言いましたように231万円ということでございますが、私、正直なところ、こんなに要るのかなというのが本音ですが。といいますのは、取扱いの販売店から月2回ファクスが来るんですかね。それを半月ごとに集計して、大口であれば製造業者のほうに、小口であれば商工会なんですけど、月2回報告するだけ。その月の分まとめて、全体として笠松に報告をするだけ。それから、商工会のほうは1か月遅れで納通を25店舗ぐらいに出すだけ。その繰り返しかねないんですけど、何か非常に高額なような気がします。そこら辺のところは内容的によく検討していただきたいなということを要望して終わります。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 3 時30分